関市文化財調査報告第31号

国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群

弥勒寺東遺跡Ⅱ

― 正倉区域 ―

2014

関 市 教 育 委 員 会

国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群

弥勒寺東遺跡Ⅱ

― 正倉区域 ―

2014

関 市 教 育 委 員 会

序

関市では、国指定史跡「弥勒寺跡」（1959年（昭和34）指定）を中心とする歴史公園整備事業の一環として、1994年（平成６）から弥勒寺東遺跡の発掘調査を実施しています。その結果、奈良時代から平安時代に栄えた、国府政庁に見まがう立派な郡庁院や、倉が整然と並び立つ正倉院などの発見により武義郡衙跡であることが判明し、672年（天武元）の壬申の乱において活躍した当地の伝統的地方豪族ムゲツ氏の拠点が、寺院の建立とともに官衙に整備されていく過程が明らかになりました。これを受けて2007年（平成19）に追加指定が決定し、二つの遺跡をあわせて国指定史跡「弥勒寺官衙遺跡群」と改称されました。

一方、2002年（平成14）に実施した弥勒寺西遺跡の発掘調査によって、祭祀の跡が明らかになり、さらにムゲツ氏の奥津城と目される池尻大塚古墳の発掘調査を2008年（平成20）と2011年（平成23）に実施しました。このように、古墳・寺院・郡衙・祭祀跡が一体で良好に残る全国的にも稀な遺跡として注目を集め、今や地方官衙遺跡の代表例として著名な遺跡群となりました。

本書は、1994年（平成６）から2005年（平成17）にかけて実施した、弥勒寺東遺跡の第１次から第８次調査のうち、正倉院に関わる部分の報告です。今後も調査・研究を進め、郷土の誇り、次代の道しるべとして、また様々な活動の拠点として活用しながら、後世にできるだけ良い形で護り伝えていけるよう、一層の努力を傾けてまいりたいと思います。

最後になりましたが、調査に際しまして、ご理解とご協力をいただきました地元の皆様や関係者の皆様に対しまして、厚くお礼を申し上げますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。そしてこの報告書が、古代の地方の行政府の姿を知る手がかりとして、多くの方々に活用していただきますことを心よりご期待申し上げます。

2014年（平成26）３月

関市教育委員会

教育長　吉田康雄

例　言

1．本書は関市教育委員会が1994年度から2005年度にかけて、国庫補助金及び岐阜県文化財保護費補助金を受けて実施した弥勒寺東遺跡(武義郡衙)発掘調査のうち、正倉院に関わる範囲の報告である。

2．調査期間及び面積

第１次　1994.４.26～1995.３.28　約2,100㎡
第２次　1995.５.31～1996.３.29　Ａ～Ｄ地区 約2,300㎡
第３次　1996.５.15～1997.３.31　Ａ～Ｃ地区・第１～８トレンチ・下水道工事立会 約1,300㎡
第４次　1997.５.６～1998.４.21　Ｅ・Ｆ地区・第９～11トレンチ・下水区・弥勒寺跡南地区 約2,800㎡
第５次　1998.５.14～1998.12.28　Ｇ・Ｆ地区(拡張区)・第12トレンチ　約1,100㎡
第６次　1999.８.10～2000.３.31　Ｆ地区(拡張区)・第12トレンチ　75.48㎡
　　2000.９.４～2000.９.28　Ｆ地区(拡張区) 補足調査・埋戻し
第７次　2005.４.13～2005.６.17　第13･14トレンチ　148.41㎡
第８次　2005.10.17～2005.10.31　個人住宅下水道 11.5㎡
　　2005.11.22　下水道取付工事立会 2.5㎡　　※ 第２次以降は、新たに設けた調査区の面積

3．調査体制

調査指導（関市弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会 専門部会）
　八賀　晋　三重大学名誉教授
　故 森　郁夫　帝塚山大学名誉教授
　高瀬要一　琴ノ浦温山荘園理事長
　松村恵司　奈良文化財研究所長
　早川万年　岐阜大学教育学部長
事 務 局　関市教育委員会 文化課
調査主任　田中弘志(第１～６次)、篠原英政(第４次 ９･10T,下水区, F地区, 第５次 F地区拡張区)
　伊藤　聡(第３次 ４・６・８T, C地区, 第７次)、高井道和(第８次)
調 査 員　加納英子
調査補助　高木惠子、高橋紀美、石木徳江、古田栄子、川角ひとみ、別府久恵、北村敬子

4．発掘作業は、(社)関市シルバー人材センターに委託して実施した。

5．発掘調査及び報告書作成に当り、以下の方々のご指導を賜った。
　井上和人、金田章裕、清田喜樹、坂井秀弥、佐藤　信、佐藤洋一郎、島田敏男、土肥　孝、平川　南、増渕　徹、山中敏史、宮本長二郎

6．2007年(平成19)２月６日付けで、国指定史跡「弥勒寺跡 附丸山古窯跡」に追加指定され、名称は、「弥勒寺官衙遺跡群　弥勒寺官衙遺跡　弥勒寺跡　丸山古窯跡」に改められた。

7．出土遺物及び調査記録は、関市教育委員会が保管し公開している。

8．平成25年５月、 森 郁夫先生がご逝去されました。一層の努力の傾注を誓い、謹んで敬弔の意を表します。

本書の執筆及び編集は田中が行い、加納がこれを補佐した。

目　次

Ⅰ 調査の経緯と経過

1 遺跡群の位置と環境 …… 1

a．立地　図１ 弥勒寺遺跡群の位置(1/25,000)

b．歴史的環境　図２ 周辺の遺跡(1/50,000)【折込み】
表１ 関連史年表

2 弥勒寺遺跡群の概要 －弥勒寺跡、弥勒寺西遺跡、池尻大塚古墳－ …… 10

図３ 弥勒寺遺跡群模式図(1/5,000)

3 弥勒寺東遺跡の調査 …… 13

a．調査の経過　図４ 調査年次(1/2,000)

b．正倉区域　図５ 弥勒寺跡・弥勒寺東遺跡(1/1,000)【折込み】

Ⅱ 正倉区域の遺構

1 調査区の設定 …… 19

a．グリッド　図６ 調査座標(1/2,000)

b．基本層序　図７ 土層断面 東西　(1/50)【折込み】
図８ 土層断面 南北１(1/50)【折込み】
図９ 土層断面 南北２(1/50)【折込み】

2 主な遺構

正倉院 …… 27

図10 正倉院(1/800)

正倉西 1　図11 正倉区域(1/400)【折込み】

図12 正倉西２ 柱穴13～16平・断面図(1/50)

正倉西 2　図13 正倉西１・２ 平面図(1/50)【折込み】

正倉西 3　図14 正倉西３・４ 平・断面図(1/50)【折込み】

正倉西 4

正倉東 1　図15 正倉東１ 平面図(1/50)

図16 正倉東２ 平面図(1/50)【折込み】

正倉東 2　図17 正倉東２ 断面図 東西(1/50)【折込み】
図18 正倉東２ 断面図 南北(1/50)【折込み】

正倉東 3　図19 正倉東３ 平面図(1/50)【折込み】
図20 正倉東３ 断面図(1/50)【折込み】

正倉南 1(認定の取下げ)

正倉院区画溝　図21 正倉院区画溝 断面図１(1/50)
図22 正倉院区画溝 断面図２(1/50)

Ⅲ 正倉区域の遺物

1 遺構に伴う遺物 …… *66*

2 包含層出土遺物 …… *72*

図23～37 遺構・包含層・第３トレンチ出土遺物(1/4)
図38 その他(鍛冶関連) (1/4)
表２ 掲載出土遺物(1)～(8)

3 鍛冶遺構出土鉄滓 …… *120*

図39 鍛冶遺構１・２出土鉄滓 密度分布
図40, 41 鍛冶遺構１・２出土鉄滓 体積・重さ相関
図42 鉄滓等出土状況(1/60)
表３ 鍛冶遺構出土 鉄滓、フイゴの羽口等(1)～(3)

Ⅳ 今後の課題

1 遺構群の変遷過程 …… *128*

図43 正倉区域 微地形の復元(1/800, 垂直方向1/100)
図44 正倉院Ⅰ期 案１(1/800)
図45 正倉院Ⅰ期 案２(1/800)
図46 正倉院Ⅱ期 案(1/800)
図47 正倉院Ⅲａ期 案(1/800)
図48 正倉院Ⅲｂ期 案(1/800)

2 法倉の成立 …… *132*

表４ 正倉院建物(正倉)一覧

3 地方支配の変容 …… *133*

図49 郡庁院変遷案(1/1,200)

Ⅰ 調査の経緯と経過

1 遺跡群の位置と環境

a. 立地

大日岳に源を発する長良川は奥美濃の山あいを抜け、濃尾平野にさしかかるところで山王山に行く手を阻まれ、鋭角的に屈曲して西に流路を変える。この内側で、背後の池尻山との間に形成された狭小な舌状の河岸段丘上(岐阜県関市池尻字弥勒寺)に、ムゲツ氏[*1]の氏寺と武義郡衙[*2]に比定される国指定史跡「弥勒寺官衙遺跡群」(弥勒寺跡と弥勒寺東遺跡)が立地する。

弥勒寺跡の西の谷あいには弥勒寺西遺跡が、また、さらに西側の池尻山の支尾根の麓にムゲツ氏の奥津城と考えられる池尻大塚古墳(方墳)があり、これらの遺跡を総称して「弥勒寺遺跡群」と呼んでいる。

写真1 長良川と弥勒寺東遺跡 東から

＊1 牟義都、身毛、牟宜都、牟義津、牟下都、牟下津、牟義、武義、牟下、身月などの多様な表記の存在を考慮してカタカナを用いる。

＊2 郡名は、『延喜式』をはじめ、古代において最も使用例の多い「武義」に従う。現在では「義」は「儀」と表すが、2005年(平成17)、関市と旧武儀郡の2町3村が合併したことにより、「武儀郡」の呼称は消滅した。

武義郡の最南端に位置しており、大小の支流を集めて郡域[*1]を貫く長良川を扇に喩えるならば、要の位置にあたる舟運の要衝である。また、川によってのみ外界とつながる小瀬(おぜ)峡谷と呼ばれる自然の要害で

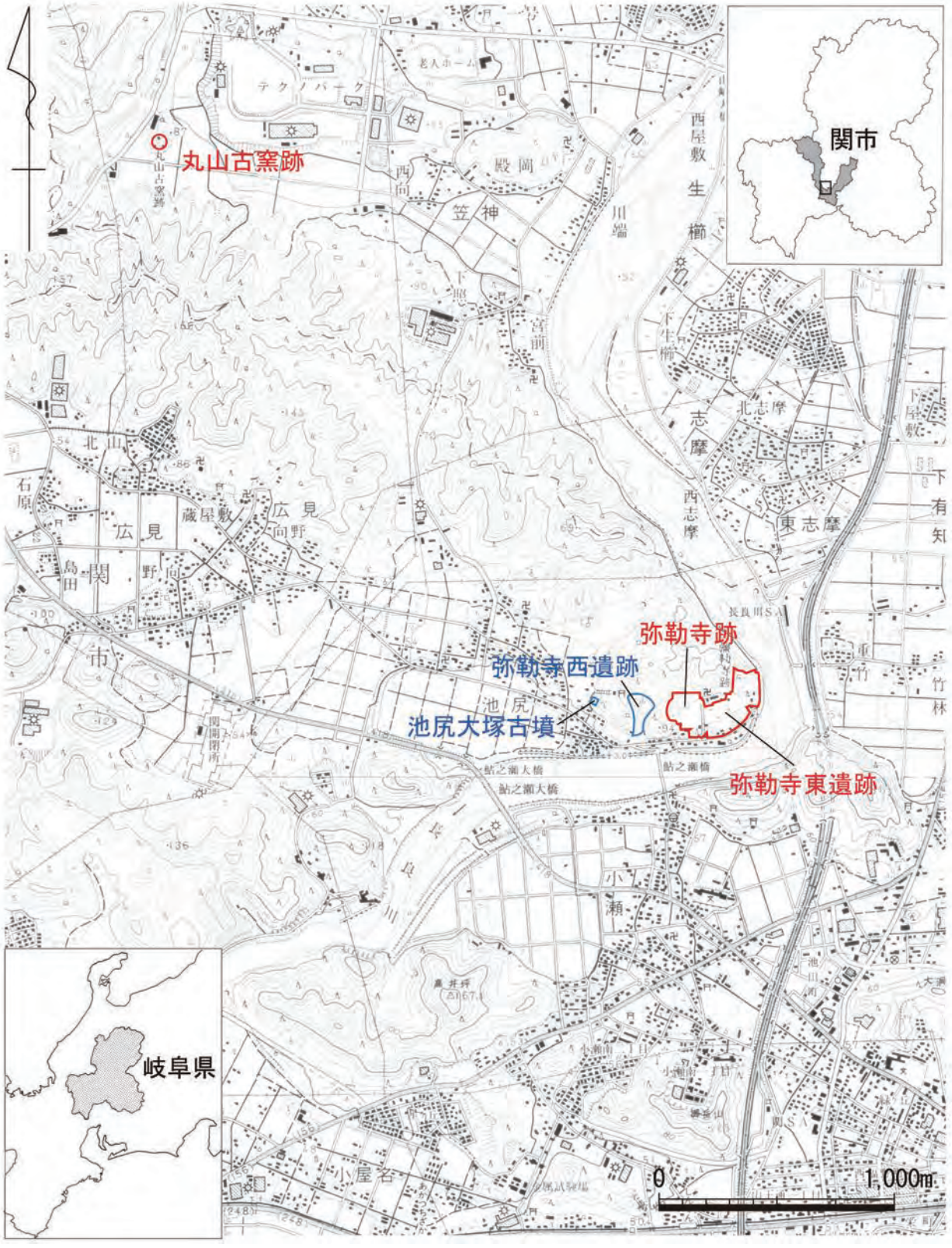

図１ 弥勒寺遺跡群の位置（S=1/25,000）

＊1 『養老令』によれば、郷数20～16を大郡、15～12を上郡 、11～８を中郡、７～４を下郡、３以下を小郡と区分されている。武義郡は、855年(斉衡２)に４郷が分離され「群(郡)上郡」が建郡されるまでは、13郷(里)を擁する「上郡」であった。

もある。これより上・下流では氾濫原が広く、幾度となく流路を変えたと思われるが、遺跡が立地する峡谷は、山王山側に甌穴群[*1]を発達させており、川筋の変わらない場所であったことがわかる。すなわち遺跡群は、長良川との関係が氾濫によって変更することのない安定した河岸に立地している。

現在は奥長良川県立自然公園に指定された景勝地であり、ここで開催される小瀬鵜飼には多くの観光客が訪れる。また、弥勒寺は円空終焉[*2]の寺としても知られ、河畔に佇む県指定史跡「円空入定塚」は、円空に惹かれる人々のメッカとなっている。史料で確認できる弥勒寺は、揖斐郡横蔵寺文書に、「永和四年(1378)武儀郡池尻野弥勒寺」とみえるのが最も古く、その後、円空が1689年(元禄２)に園城寺(三井寺)の末寺として再興したとき、往古の寺号にしたがったとされている。

b. 歴史的環境[*3]

武義郡の郷　『和名類聚抄』[*4]に記載された武義郡の９郷(御佩郷、跡部郷、生櫛郷、有知郷、白金郷、大山郷、稲朽郷、菅田郷、揖可郷は、現在でも全て地名として残っている。

片山西塚古墳　関市唯一の前方後円墳である。弥勒寺遺跡群から約1.2㎞南西の丘陵裾部に位置し、池尻大塚古墳からは長良川をはさんで直接見ることができる。2003年(平成15)に保存目的の範囲確認調査が実施され、墳長22.3ｍ、後円部径14.9ｍの規模と竪穴系の主体部を持つことが判明した。築造時期は５世紀中頃と推定されている[*5]。

塚原遺跡・塚原古墳群　長良川を弥勒寺から下流へ３㎞ほど下った右岸にある縄文時代早期と中期の塚原遺跡と６世紀後葉から８世紀初頭に属する小円墳37基からなる塚原古墳群が複合した遺跡。1987年度(昭和62)に調査された古墳16基を含む範囲は、現在、塚原遺跡公園として整備されている[*6]。

方墳の分布　弥勒寺を中心に池尻大塚古墳、小瀬方墳(市指定文化財)、八王子古墳、御前塚古墳、殿岡１号墳[*7](美濃市指定文化財)などの方墳が、数㎞圏内に集中して分布している。これらは、古墳時代後期から終末期にかけて営まれたと考えられ、その被葬者像は律令期の郡司層に擬せられる。弥勒寺遺跡群を営んだ勢力、すなわちムゲツ氏の趨勢と密接に関わっていると考えられる。

重竹遺跡　弥勒寺東遺跡の対岸に広がる扇状地及び低位河岸段丘(有知郷にあたる)の広い範囲を占める関市最大の遺跡である。縄文から中世の遺構がいたるところに分布しており、1978年(昭和53)から1982年(昭和57)にかけて、土地改良と東海北陸自動車道建設に伴うＡ１～４・Ｂ地点の合わせて約

＊1 河床の岩盤の節理や凹所に入った礫が増水時に回転し、長い年月をかけて少しずつ形成される甕状の穴。
＊2 円空仏で知られる遊行僧 1632～1695。生涯12万体の作仏を果たし、弥勒寺の長良川畔に入定したと伝えられている。
＊3 関市教育委員会 2012『国指定史跡弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺東遺跡Ⅰ－郡庁区域－』より再掲(抄約)。
＊4 承平年間(931～938)、醍醐天皇の皇女勤子の求めで、源順が撰上した一種の百科事典。
＊5 関市教育委員会 2008「５ 片山西塚古墳」『関市市内遺跡発掘調査報告書 －平成15～17年度－』
＊6 関市教育委員会 1998『塚原遺跡・塚原古墳群』
＊7 清山 健ほか 1999「美濃市殿岡古墳群の研究１ －１号墳の石室実測報告－」『美濃の考古学』第３号、2000「美濃市殿岡古墳群の研究２ －１号墳の墳丘測量報告－」『美濃の考古学』第４号

20,000㎡の発掘調査が行われた[*1]。

古代に属する遺構で注目されるのは、Ｂ地点77軒の竪穴建物と４棟の掘立柱建物からなる集落である。竪穴建物は７世紀後葉から８世紀中葉まで営まれたものである。重竹遺跡からは、大量の焼塩土器が見つかっており、内陸部での塩の精製と流通を担った拠点的集落遺跡としても注目を集め、また美濃国刻印須恵器、鉄製鎌、鉄製紡錘車なども出土している。

その後、2001年(平成13)に、東海環状自動車道と東海北陸自動車道を結ぶ関・美濃ジャンクション建設に伴う12,900㎡の発掘調査が実施され、弥生時代から近世に至る多数の遺構が検出されたが、古代に属するものは、掘立柱建物８棟、竪穴建物15軒などが発見されている[*2]。

また最近では、2009年(平成21)から2010年(平成22)にかけて、弥勒寺東遺跡のまさに対岸にあたる位置で、道路改良工事に伴う発掘調査(Ａ５地点)を行った。わずか720㎡の調査ではあったが、古墳時代後期の竪穴建物６軒、奈良時代の竪穴建物33軒が検出された。注目されるのは奈良時代に属する竪穴建物の内、鍛冶炉を備えたものが６軒見つかった点である。鉄滓やフイゴの羽口、砥石などのほか、墨書土器「大福」が出土し、弥勒寺官衙遺跡群との直接的なつながり、すなわち官営の工房が置かれていた可能性が考えられる。

榲ノ木洞遺跡　1988年(昭和63)に、約3,000㎡の緊急発掘調査が行われ、南西向き斜面に５世紀から９世紀初頭の竪穴建物94軒と９世紀後半から10世紀初頭の竪穴建物３軒、溝１条が見つかった。その後、1996年度(平成８)と1998年度(平成10)に行われた工業団地(関テクノハイランド)造成に伴う隣接区域の調査(8,375㎡)でも竪穴建物20軒が見つかっており[*3]、この遺跡での竪穴建物の総数は117軒を数えるに至っている。この集落の南東100ｍには８世紀初頭の須恵器窯が１基、同200ｍには、９世紀後葉の灰釉陶器窯１基が知られており、それぞれの時期の窯を営んだ人々の住む集落でもあったと考えられる。この遺跡の発見により、山間部の緩斜面に集落遺跡が存在する可能性が注意され、次に述べる砂行・深橋前・南青柳・大平前遺跡の発見につながった。

砂行遺跡　1997年(平成９)から1998年(平成10)にかけて15,800㎡の発掘調査が行われ、弥生時代末から古墳時代初頭の竪穴建物57軒、古墳時代中期の竪穴建物９軒のほか、古墳時代中期の祭祀遺構である大溝や砂行１号古墳、後期古墳６基、奈良時代初頭の火葬墓１基などが見つかった[*4]。砂行１号古墳は、造り出し付きの、いわゆる帆立貝式の古墳で、２基の主体部が検出されたが、第１主体部から大刀や短甲、第２主体部からは変形神獣鏡が出土した。後述する吉田沖(水田地帯)を見渡す丘陵の頂にあるこの古墳は工業団地内の「緑地」として造成を免れ、2012年(平成24)に市の重要文化財に指定された。

深橋前遺跡　1998年度(平成10)に11,500㎡の発掘調査が行われ、弥生時代末から古墳時代初頭の竪穴建物80軒のほか、古墳時代後期の古墳１基、奈良～平安時代の火葬墓６基、灰釉陶器窯１基などが見つかった。焼失したと考えられる竪穴建物から朱塗りの銅鏃、最も大きい竪穴建物から筒状銅製品(儀

＊1　関市教育委員会 1979『重竹遺跡 －その１－』、1981『重竹遺跡 －その２－』、1984『重竹遺跡 －その３－』
＊2　財団法人 岐阜県教育文化財団 文化財保護センター 2005『重竹遺跡・上西田遺跡』
＊3　財団法人 岐阜県文化財保護センター 2000『榲ノ木洞遺跡』
＊4　財団法人 岐阜県文化財保護センター 2000『砂行遺跡』

仗の石突)、火葬墓の１基からは銅製の鋲具(馬具)が出土した。[*1]

南青柳遺跡(みなみあおやぎ)　1998年度(平成10)に5,700㎡の発掘調査が行われ、弥生時代末から古墳時代初頭の竪穴建物82軒、古墳時代中期の南青柳古墳などが発見された。[*2] この古墳は砂行１号古墳と同じ帆立貝式の古墳で、木棺直葬の主体部から鉄刀と鉄剣各１点のほか、短甲や馬具の一部も出土し、砂行１号古墳とともに、この地域の５世紀代の首長墓を知る貴重な発見となった。

大平前遺跡(おおひらまえ)　1999年度(平成11)に、椹ノ木洞遺跡の北300ｍの丘陵の頂で、いわゆる磐座遺跡が見つかった。600㎡の発掘調査で、祭祀に用いられた須恵器が巨石の背後で打ち割られ廃棄された状況が検出された。ここは吉田沖を潤す水源地であり、奈良時代、当地域一帯に集落を営んだ人々が集い、生産基盤である吉田沖の豊穣を願って水源の神に祈りを捧げた光景を彷彿させる。

条里遺構　関市域では４ヵ所の条里遺構が確認されている。[*3] 最も大規模なものは、吉田沖と呼ばれる水田地帯で、東西約1,800ｍ・南北約2,000ｍの範囲に154坪が確認されている。ほぼ１つの里に口分田を班給できる広さを有し、現在でも農業振興地帯として大規模な土地改良事業が進み改変が及ぶものの、従前の地割り(条里の名残)をとどめた田園景観を保っている。次いで、武儀川左岸の河岸段丘上の広見地区に21坪、津保川流域の稲口地区に３坪以上、大平賀地区に２坪が認められている。

1999年(平成11)から2002年(平成14)の冬期農閑期に、前述の数々の遺跡の調査原因となった関テクノハイランド造成に伴い、吉田沖を南北に貫く排水路の整備が行われた。総延長3.25㎞にわたる工事立会調査を実施したところ、古墳時代中期の遺構を発見した。[*4] 北部山間部の弥生時代末から古墳時代初頭の200軒を超える竪穴建物の存在から、既にこのころには開拓が進んでいたものと思われる。

寺院跡　関市域には弥勒寺跡のほかに、古代の瓦が出土する遺跡が２ヵ所ある。１つは大杉廃寺跡で、伽藍の配置などは不明であるが、奈良時代に属するとみられる線鋸歯文縁単弁十弁蓮華文軒丸瓦と二重弧文軒平瓦が出土している。[*5] もう１つは、坊地廃寺瓦窯で、平安末期頃と考えられる各２型式の軒丸瓦・軒平瓦が出土している。[*6]

須恵器窯　関市域には、南部区域に須恵器窯が７基ほど知られている。調査例がなく詳細は未詳であるが、採集遺物からみて８世紀頃に属するものである。このほかに北部の山間部に１基知られている。この窯は工事中に見つかったもので、窯体内に765点の８世紀初頭のものとみられる須恵器が遺存していた。因みに、美濃市の丸山古窯跡でも、瓦のほかに７世紀前半頃の須恵器も焼かれている。

灰釉陶器窯　関市の北部には、７基の灰釉陶器窯が知られており、関市北部古窯跡群と総称している。これらの時期は９世紀後葉から10世紀前葉頃のものであるが、中でも椹ノ木洞１号窯からは碗・皿・

＊1 財団法人 岐阜県文化財保護センター 2003『深橋前遺跡』
＊2 財団法人 岐阜県文化財保護センター 2002『南青柳遺跡 南青柳古墳 大平前遺跡』
＊3 八賀 晋・玉井 力 1971「岐阜県の条里」『岐阜県史 通史編 古代』岐阜県
＊4 関市教育委員会 2006「10 吉田沖遺跡 立会調査」『関市埋蔵文化財発掘調査報告書 平成９～14年度』
＊5 丸子 亘 1957「岐阜県関市大杉古瓦出土遺跡について 第１次試掘概報」『立正史学 第21･22合併号』立正大学
＊6 関市教育委員会 1987『坊地廃寺跡 坊地遺跡 －範囲確認発掘調査報告書－』

鉢類に「馬使貞主今日卌上」などとヘラ書きされた文字陶片が16点出土しており注目される。[*1] これらの窯の製品とみられるものは、弥勒寺東遺跡でも多く出土しており、郡衙が経営に関与していた可能性も指摘されている。

火葬墓　律令期に入る頃から古墳はほとんど造られなくなり、火葬墓が採用されるようになる。これまで、この時期の墓は重竹遺跡で２例しか知られていなかったが、前述のように砂行遺跡で１基と深橋前遺跡で６基が新たに見つかり、火葬の広がりが徐々に判明しつつある。

半布里遺跡（加茂郡富加町）　正倉院文書「御野国加毛郡半布里太宝二年戸籍」の故地であり、そこに記載された54戸1,119名の人々が、まさに住んでいた集落遺跡。1977年（昭和52）の町庁舎建設に伴う東山浦遺跡[*2]（1978年から東山浦遺跡と羽生遺跡をあわせて「半布里遺跡」と呼称）の2,800㎡におよぶ発掘調査では、７世紀中葉から８世紀後葉の竪穴建物31軒（うち６軒は時期不明）が見つかっている。また、1987年度（昭和62）と1988年度（昭和63）に行われた「タウンホールとみか」等の建設に伴う約2,500㎡の調査[*3]でも７、８世紀の竪穴建物29軒が見つかっている。中でも東山浦遺跡の７号竪穴建物は、墨書土器「里刀自」が埋納されていたことで知られている[*4]。

美濃須衛古窯跡群（各務原市）　古代美濃国最大の須恵器と瓦の生産地であり、周辺の古墳、集落、寺院などへの圧倒的な供給量を誇る。

美濃市西南部古窯址群　丸山古窯跡群（「弥勒寺」へ瓦を供給した窯跡）の東部にある丘陵で、1988年（昭和63）に須恵器や灰釉陶器の窯が発見された[*5]。

観音寺山古墳（美濃市）　1992年（平成４）、ゴルフ場開発に伴う調査で見つかった弥生墳丘墓。新王朝（紀元８～23年）時代の鏡とみられる「流雲方格規矩四神鏡」が出土した。

老洞・朝倉古窯跡群（岐阜市）　全国で唯一、国名を押印した須恵器を生産した窯跡。1978年（昭和53）に発掘調査され[*6]、翌1979年（昭和54）に国史跡に指定された。美濃国刻印須恵器の出土は関市域では、重竹遺跡、榿ノ木洞遺跡、大杉遺跡、笠屋石塚遺跡などの集落遺跡で知られるが、弥勒寺遺跡群からの出土は今のところ確認されていない。

輪形古窯址（加茂郡坂祝町）　太田元薬師廃寺跡（美濃加茂市）所用の湖東式の軒丸瓦を焼いた窯跡[*7]。

＊1 関市教育委員会 1990『榿ノ木洞１・２号窯』、同 1996『砂行古窯』、同 2011「２ 田之洞古窯跡」『関市埋蔵文化財発掘調査報告書 平成19～20年度』釈文「馬使貞主今日卌上」は、佐藤 信氏のご教示による。
＊2 富加町教育委員会 1978『古代・半布里を物語る 東山浦遺跡』
＊3 富加町教育委員会 1989『半布里遺跡』
＊4 平川 南 1996「里刀自小論」『国立歴史民俗博物館研究報告 第66集』国立歴史民俗博物館
＊5 美濃市教育委員会 1989『美濃市西南部古窯址群』
＊6 岐阜市教育委員会 1981『老洞古窯跡群発掘調査報告書』
＊7 美濃加茂市 1980『美濃加茂市史 通史編』

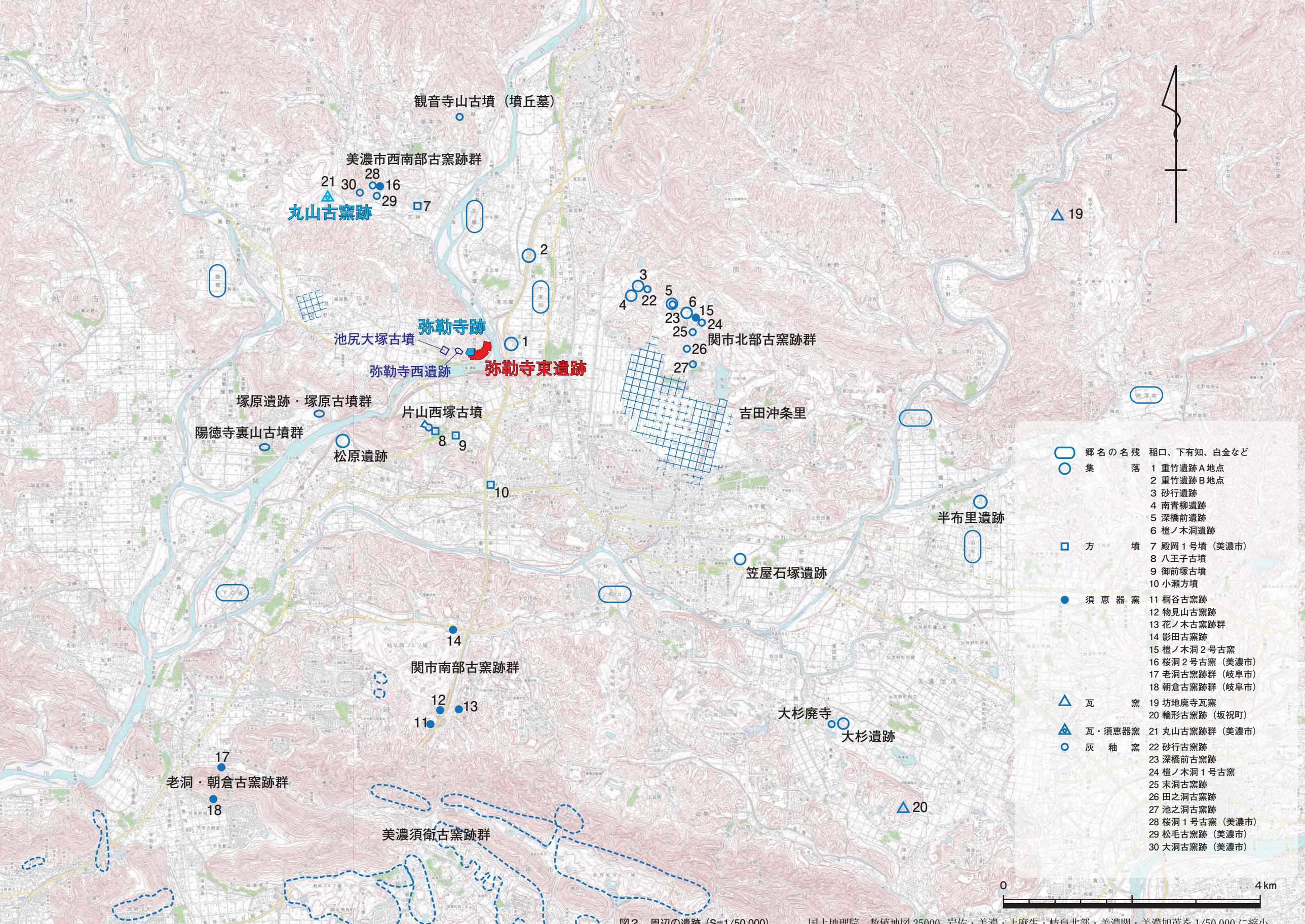

図2　周辺の遺跡（S=1/50,000）　国土地理院　数値地図 25000　岩佐・美濃・上麻生・岐阜北部・美濃関・美濃加茂を 1/50,000 に縮小

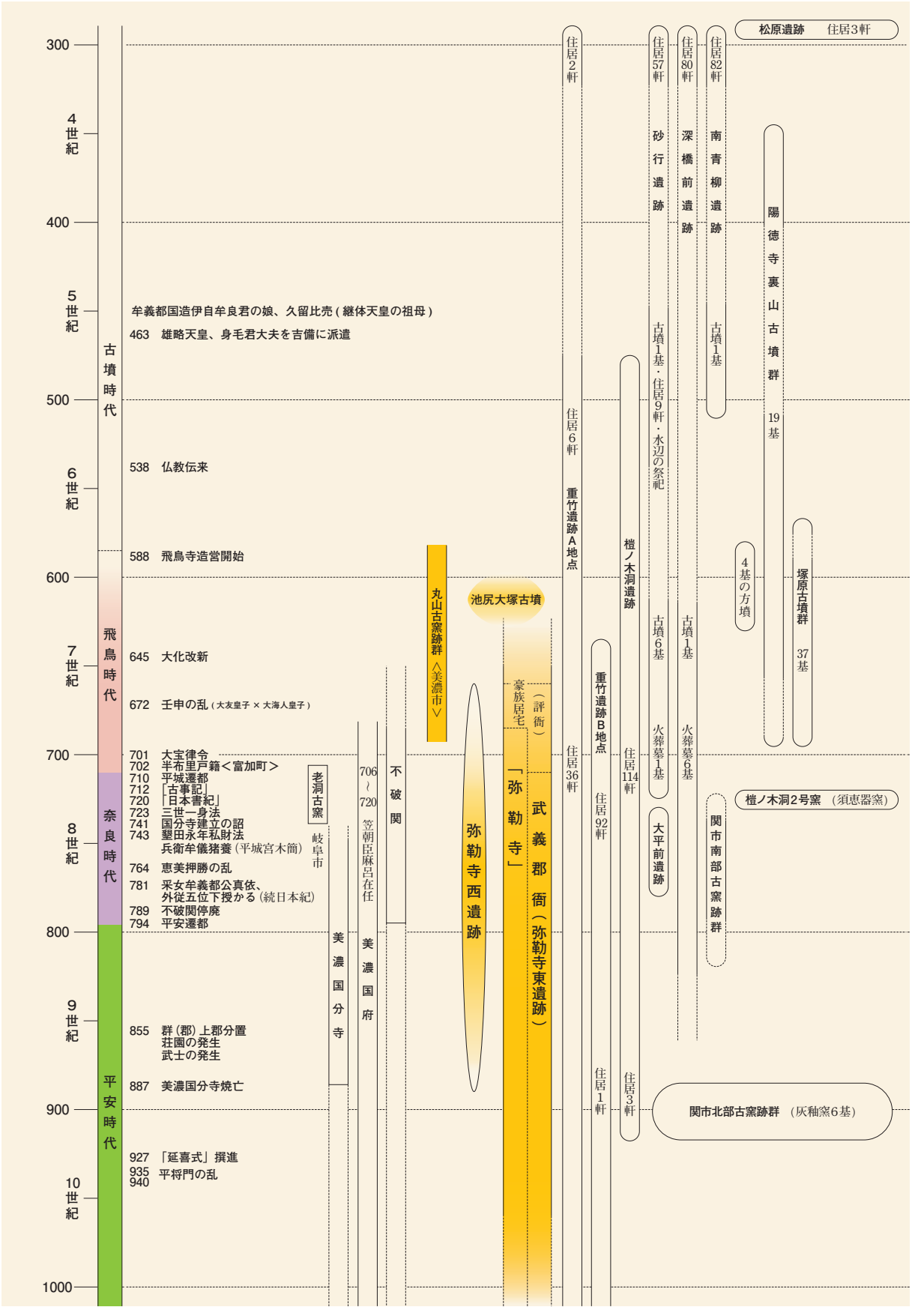
松原遺跡　住居3軒
陽徳寺裏山古墳群　19基
塚原古墳群　37基
4基の方墳
住居82軒　南青柳遺跡　古墳1基
住居80軒　深橋前遺跡　古墳1基　火葬墓6基
住居57軒　砂行遺跡　古墳1基・住居9軒・水辺の祭祀　古墳6基　火葬墓1基
大平前遺跡
関市南部古窯跡群
檜ノ木洞2号窯　（須恵器窯）
住居2軒
住居6軒　重竹遺跡A地点
住居36軒
檜ノ木洞遺跡　住居114軒
重竹遺跡B地点　住居92軒
住居1軒
住居3軒
関市北部古窯跡群　（灰釉窯6基）
丸山古窯跡群〈美濃市〉
池尻大塚古墳
豪族居宅
（評衙）
「弥勒寺」
武義郡衙（弥勒寺東遺跡）
弥勒寺西遺跡
不破関
老洞古窯　岐阜市
美濃国分寺
706～720　笠朝臣麻呂在任　美濃国府
牟義都国造伊自牟良君の娘、久留比売（継体天皇の祖母）
463　雄略天皇、身毛君大夫を吉備に派遣
538　仏教伝来
588　飛鳥寺造営開始
645　大化改新
672　壬申の乱（大友皇子×大海人皇子）
701　大宝律令
702　半布里戸籍＜富加町＞
710　平城遷都
712　「古事記」
720　「日本書紀」
723　三世一身法
741　国分寺建立の詔
743　墾田永年私財法
兵衛牟儀猪養（平城宮木簡）
764　恵美押勝の乱
781　采女牟義都公真依、外従五位下授かる（続日本紀）
789　不破関停廃
794　平安遷都
855　群（郡）上郡分置
荘園の発生
武士の発生
887　美濃国分寺焼亡
927　「延喜式」撰進
935　平将門の乱
940
古墳時代
飛鳥時代
奈良時代
平安時代
300
4世紀
400
5世紀
500
6世紀
600
7世紀
700
8世紀
800
9世紀
900
10世紀
1000

表１　関連史年表

2 弥勒寺遺跡群の概要 ― 弥勒寺跡、弥勒寺西遺跡、池尻大塚古墳[*1] ―

弥勒寺跡

「弥勒寺」の塔跡は、1930年(昭和５)に県の史跡指定を受けていた。1952年(昭和27)、当時東京国立博物館の学芸部長であった石田茂作が来関。弥勒寺所蔵の瓦を実見し、また簡易なボーリング調査によって金堂跡を推定して、法起寺式伽藍配置をとる白鳳寺院の存在を確信するに至り、翌1953年(昭和28)、初めての学術調査が実施されることになる。この成果は、翌年の『ミュージアム』(東京国立博物館)３月号～５月号に報告された。[*2] 1956年(昭和31)には、第２次調査が実施された。「塔、金堂址の心々を結んだ地点より南方200尺」[*3]において、南門の礎石の位置を示すと思われる「根石」を発見したことにより、これが寺域の南端とされ史跡指定範囲の根拠になっている。

折しも、丸山古窯跡(美濃市大矢田字丸山南に所在)が、1957年(昭和32)に名古屋大学の澄田正一の指導のもと発掘調査され、重弧文軒平瓦、凸面布目平瓦が出土したことによって、同窯が「弥勒寺」に瓦を供給した窯跡の一つであることが判明した。[*4]

かくして、弥勒寺跡400尺(121.2ｍ)四方と丸山古窯跡(４基)が「弥勒寺跡附丸山古窯跡」として、

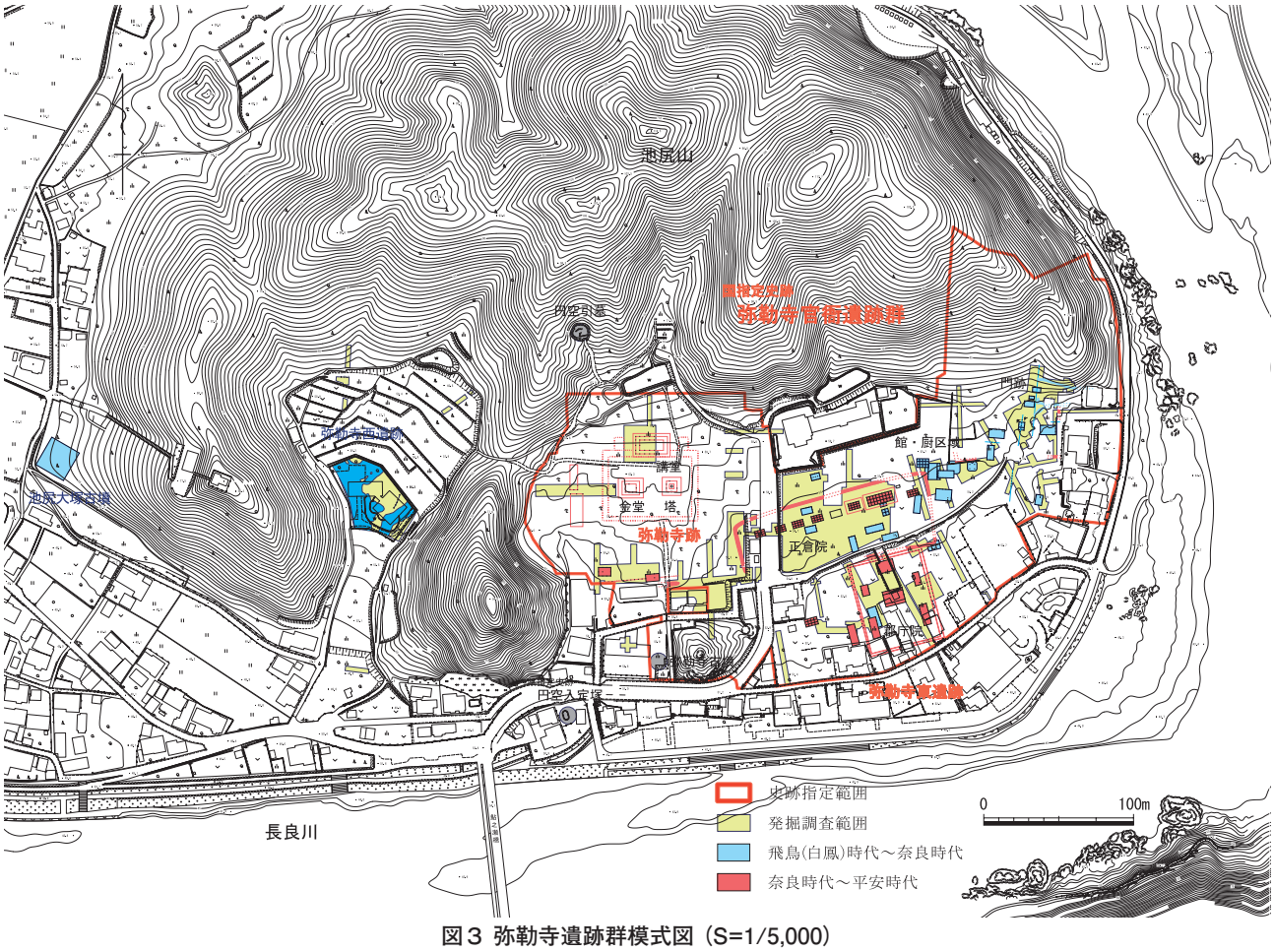

図３ 弥勒寺遺跡群模式図（S=1/5,000）

＊1 関市教育委員会 2012『国指定史跡弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺東遺跡Ⅰ－郡庁区域－』より再掲(抄約)。
＊2 石田茂作 1954「美濃弥勒寺の発掘」『ミュージアム №36～38』東京国立博物館
＊3 関市教育委員会 1980『史跡 弥勒寺跡 附丸山古窯跡 保存管理計画書』
＊4 楢崎彰一 1957「美濃市大矢田丸山古窯址群の調査」『日本考古学協会第20回総会研究発表要旨』日本考古学協会

1959年(昭和34)に国史跡に指定された。

塔・金堂・講堂跡については明確な遺構が確認されている。これらの堂宇は、川原寺式の瓦(複弁蓮華文・四重弧文の軒瓦、凸面布目の平瓦)が葺かれていた。

塔跡　一辺11.5ｍ(38尺)の正方形、高さ90㎝(約３尺)の石積み基壇に、塔心礎と３間×３間で一辺6.36ｍ(21尺、柱間2.12ｍ＝７尺等間)の側柱の内、４基の礎石が残存する。

金堂跡　東西14.88ｍ(49.1尺)×南北12.42ｍ(41尺)の石積み基壇に、３間×２間の身舎の四面に廂が付く建物で、廂の出も含めて桁行５間(10.9ｍ＝36尺、柱間2.21ｍ＝7.3尺等間)×梁行４間(8.18ｍ＝27尺、柱間2.09ｍ＝6.9尺等間)の内、身舎の６基、廂の２基の礎石が残存する。

講堂跡　東西24ｍ×南北14ｍの基壇に、桁行５間(15ｍ)×梁行２間(６ｍ)、柱間３ｍ(約10尺)等間の身舎の四面に、2.4ｍ(約８尺)の廂が付き、廂の出を含めると19.8ｍ×10.8ｍの建物である。

その他の遺構　これら伽藍を構成する主要な堂宇の他に、伽藍主軸に斜交した南門と掘立柱塀や掘立柱建物、竪穴建物等が見つかっているが、その他の遺構(回廊、経蔵、鐘楼など)は検出されておらず、全容の解明は依然として課題である。

史跡指定から20年後の1979年(昭和54)、奈良国立文化財研究所長 坪井清足、国立岐阜大学史学科教授 野村忠夫、京都国立博物館考古室長 八賀　晋、奈良国立文化財研究所保存工学研究室長 安原啓示他を専門委員とした「史跡弥勒寺跡保存管理計画策定委員会」により保存管理計画が策定された。

保存管理計画に順い、1987年(昭和62)から1990年(平成２)にかけて範囲確認調査が実施された。その成果[*1]をもとに、1994年(平成６)に南側と西側の2138.93㎡が追加指定された。これに基づいて、1991年(平成３)から、弥勒寺の移転を含む指定地内の公有化事業が開始され、1995年(平成７)に完了している。また、1997年(平成９)から1998年(平成10)に、講堂跡の西半分の調査が実施された[*2]。

弥勒寺西遺跡

関市円空館建設に伴い、2002年(平成14)に発掘調査を実施し、８世紀後半から９世紀にかけて盛んに行われた祭祀の跡であることを明らかにした[*3]。３条の古代の谷川が検出され、その内の２条は調査区内で合流する。合流した流れ(本流)ともう1条の支流はさらに下流で合流し、長良川へ注いでいたものと思われる。この谷川からは、木製品、墨書土器を含む１万数千点の膨大な量の遺物が出土した。奈良時代後半から盛んに祭祀が行われていたことや、工房の存在が浮かび上がるなど、寺院や郡衙の営みをより具体的に知る上で重要な発見となった。

祭祀の跡　土坑に曲げ物や底部を穿孔した甕(土師器)を埋設した湧水を誘う仕掛け、いわゆる井泉遺構が点在し、井泉からの湧き水を導く溝を伴う方形に張り出した岸辺や、その背後に目隠し塀と篝火の跡があり、まさに祭祀の空間として整えられた一画と考えられる。また、谷川を渡るための橋や大形の掘立柱建物(柱間10尺)を検出した。２条の谷川が合流する地点では、フイゴの羽口や鉄滓が多量に出土したことから、調査区外の北西側に鍛冶に関わる遺構が存在することも確実とみられる。

＊1　関市教育委員会 1988～1990『弥勒寺跡 －範囲確認調査報告書－Ⅰ～Ⅲ』
＊2　関市教育委員会 2009『国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺跡 講堂跡発掘調査 平成9・10年度』
＊3　関市教育委員会 2007『弥勒寺遺跡群 弥勒寺西遺跡 －関市円空館建設に伴う発掘調査－』

墨書土器　８世紀後半から９世紀にかけての須恵器に、大寺、寺、厨、塔、寺家をはじめ、廣万呂、真枚、南榮(人名)、大田嶌(地名か)、冨、田冨、福、富井、大福(吉祥の文字)、身月園田(習書)、池、鬼女、得女、稲女、巳人、供、朝□〔臣カ〕などの文字が書かれた200点を超える墨書土器が出土した。

木製品　斎串や人形、舟形、刀形などの祭祀に用いられた形代(かたしろ)、曲げ物、折敷、組み合わせ部材(案の脚か)、箸、手斧のハツリ屑、燃えさし、小札状の有孔方形板(ササラか)、建築部材の一部と思われるものなど、２千点余りの木製品が出土した。出土した木製品の中に５点の木簡が含まれる。[*1] その中でも第４号木簡[*2]は、幅34㎜・厚さ４㎜のヒノキ材、「建(たけるべ)マ□□」などの人名が割書き(二行書き)され、「…右件人等以今時参向(みぎくだんのひとらこんじをもってまいりむかえ)」と緊急に出仕する旨と、さらに裏面には「若怠者重(もしおこたらばおもい)…」と命令に背いた場合の刑罰をも記した「召文」(召喚状)と考えられる。残念ながら10㎝ほどの長さで３片に切断された状態で出土し、下端の２片は接合するものの、上端と中間を欠いているため全文はつかめない。そのため、決め手となる書き出し(差出)の部分や宛所を確認できないが、少なくとも50㎝以上(本来は２尺)の長さを持つ郡符木簡の可能性が高い。この木簡は2010年(平成22)６月、市の重要文化財に指定された。

第２次調査　2006年(平成18)に、弥勒寺西遺跡の範囲確認を目的として、３カ所のトレンチ(試掘)調査を実施した。[*4]「弥勒寺」の経営を司る役所や僧房と考えられる大形掘立柱建物群や竪穴建物が展開していることがわかってきたが、弥勒寺西遺跡の全容解明には、さらなる調査が必要である。

池尻大塚古墳

池尻山の支尾根の裾に造られた古墳で、弥勒寺遺跡群の西端に位置する。石室の石材が露出しており「美濃の石舞台古墳」とも呼ばれている。[*5]

2008年(平成20)と2011年(平成23)に墳丘の調査と、2011年には天井石を取り外して、石室内部の発掘調査も行った。これによって、規模は一辺が約23ｍ～25ｍで、２段に築成されていた可能性があり、前面をやや西に傾けた不整な方形をしていることがわかった。石室内の調査は、玄室の床面積の30％程度にとどまったが、石室の規模、構造が明らかとなり、奥壁の両側床面に埋設された土師器の小壺と須恵器(坏蓋)、鉄地金銅張の飾金具(胡籙(ころく)、或いは馬具の一部と考えられる)が出土した。[*6]

弥勒寺西遺跡と池尻大塚古墳は、国史跡(弥勒寺官衙遺跡群)に追加指定を図り、弥勒寺遺跡群を一体的に保存・活用していく方針である。

＊1　田中弘志 2003「2002年度出土の木簡 岐阜・弥勒寺西遺跡」『木簡研究』第25号、2004「釈文の訂正と追加」同 第26号
＊2　田中弘志 2010「釈文の訂正と追加」『木簡研究』第32号
＊3　平川　南 2003『古代地方木簡の研究』吉川弘文館　公式令十三符式条に規定された「郡(司)符す…」の文言から書き始められる木簡で、郡司から管下の里(郷)長などに宛てた下達文書。主に召喚に関わる命令書で、２尺という長さは、在地社会における権威の象徴としての意味を持ち、また、これを携えて召喚先へ向かう人々の通行証ともなる。役目を終えた後は、不正使用を防ぐために細かく切断して廃棄された。
＊4　関市教育委員会 2010「12 弥勒寺西遺跡 第２次調査」『関市市内遺跡発掘調査報告書 平成18～19年度 －弥勒寺西遺跡範囲確認調査ほか－』
＊5　田中弘志 1996「池尻大塚古墳測量報告」『美濃の考古学 創刊号』美濃の考古学刊行会
＊6　関市教育委員会 2011「池尻大塚古墳 第２次発掘調査〈現地説明会版〉」『弥勒寺遺跡群 発掘ニュース №32 』

3 弥勒寺東遺跡の調査

a. 調査の経過[*1]

弥勒寺東遺跡は、1980年(昭和55)に策定された保存管理計画による弥勒寺史跡公園整備事業の一環として、1994年(平成６)から2005年(平成17)にかけて実施した８次にわたる発掘調査によって、武義郡衙跡であることが明らかになった。文献にみえる郡庁院、正倉院、館院、厨院などの郡衙を構成した全ての施設が把握できる稀有な例として注目され、2007年(平成19)２月、国の史跡に追加指定された。これに伴い、史跡としての名称も「弥勒寺跡」から「弥勒寺官衙遺跡群」に変更された。

郡衙成立以前の段階で「弥勒寺」が建立されるまでの飛鳥・白鳳時代(７世紀後半～８世紀初頭)と郡衙が存在した奈良時代初頭から平安時代中頃まで(８世紀初頭～10世紀前半)、さらに中世の遺構が重なり合う複合遺跡でもある。

なお、2013年(平成25)に、郡庁を取り囲む掘立柱塀の南東角の確認調査を実施した。

第１次調査(1994年度) ― 大形掘立柱建物と礎石建倉庫の発見 ―

弥勒寺東遺跡の調査は、宅地造成を前提とした緊急発掘調査としてスタートした。弥勒寺跡の整備に関連した道路拡幅にかかる住宅の代替地となるはずであった。ところが、調査を開始してから１ヶ月が

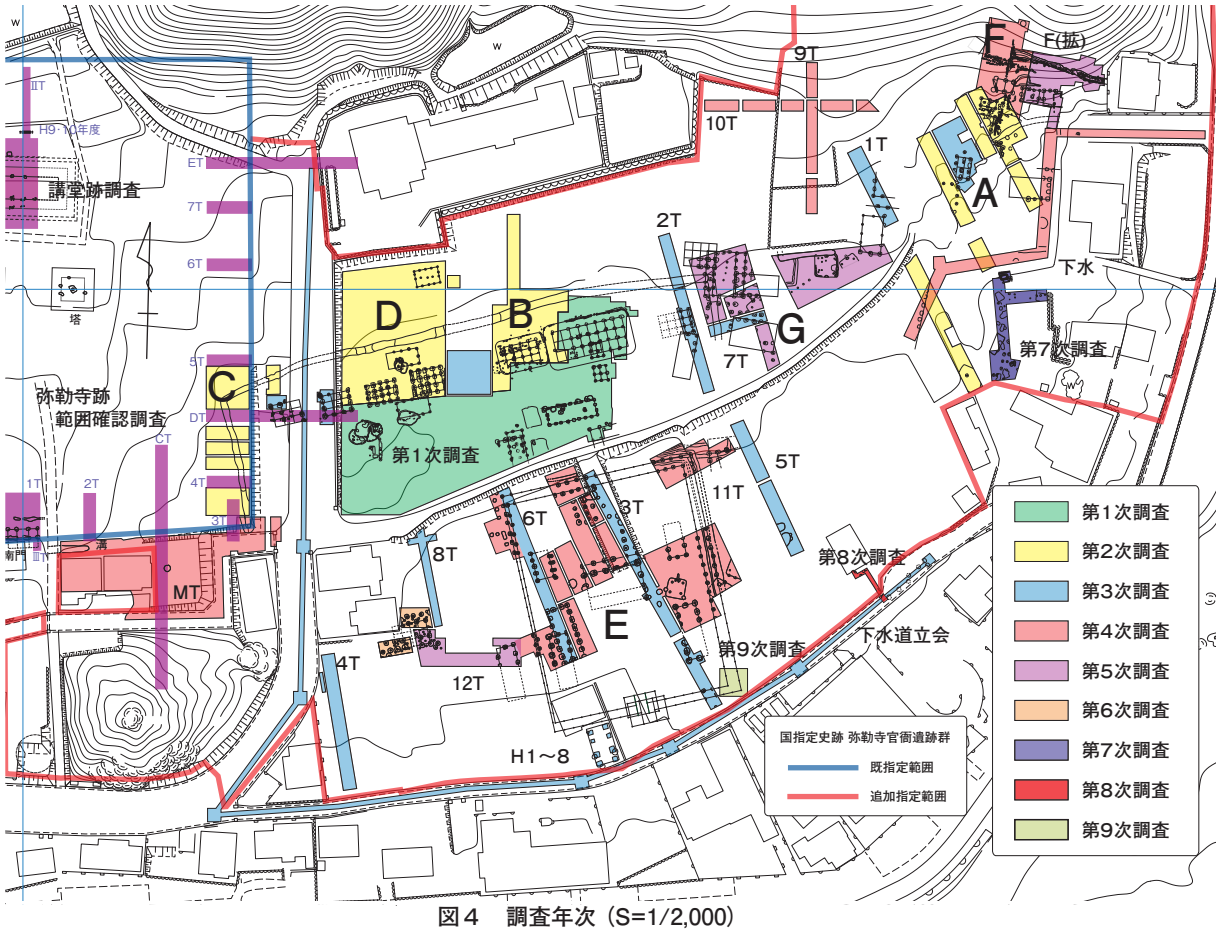

図４　調査年次（S=1/2,000）

*1 関市教育委員会 2012『国指定史跡弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺東遺跡Ⅰ－郡庁区域－』より再掲(抄約)。

経過した頃、柱穴が検出され始めた。やがて大形の掘立柱建物（前身建物６）やそれに付随する小規模な倉と考えられる建物（前身建物７・８）が検出され、その確認のために発掘区を北へ拡張すると、今度はそれらの上層に巨大な礎石建の倉庫（正倉東２）が確認された。下層は「弥勒寺」を建立した豪族居宅、上層は郡衙に関わる施設の可能性が考えられたため、調査期間を延長。以後、５年間にわたる継続的な発掘調査を行うことになる。

第２次調査（1995年度）**－ 正倉院の確認と炭化米の大量出土 －**

前年度の成果を踏まえ、その北側にＢ･Ｄ地区を、弥勒寺跡指定区域内にＣ地区を設定して調査を続行したところ、総柱建物が柱筋を揃えて建ち並ぶ様子が判明し、同時に炭化米が大量に出土したことにより、稲穀を収めた正倉群であることが決定的となった。

第３次調査（1996年度）**－ 範囲確認のためのトレンチ調査 －**

全域の地権者の承諾を得て、調査区の設定や拡張を任意に行える体制で臨んだ。そこで、第１～８トレンチを設けて範囲の確認に努めるとともに、Ａ･Ｂ･Ｃ地区の調査を続行した。全てのトレンチにおいて遺構が確認されたほか、Ａ地区では門跡を発見した。

第４次調査（1997年度）**－ 郡庁院の規模・建物配置の解明 －**

第３次調査の第３、６トレンチを含む範囲をＥ地区とし、郡衙の中枢施設に狙いを定めた調査を実施した。正殿と東西両脇殿が整然と配置された郡庁の建物群を確認し、またそれらを取り囲む掘立柱塀も見つかり、郡庁院の規模（約50ｍ×60ｍ）を確定することができた。

Ａ地区の西側山麓に南に張り出す地形の高まりがあり、特別な遺構の存在が予想されたため、第９・10トレンチを設けたが、山崩れによる堆積と判明。現地表から３ｍほど下に、中世の遺構の埋没を確認したが、古代の遺構は未詳である。

Ａ地区の門跡の北側山中をＦ地区とし、門跡に伴う石列が北へ延び、さらにその西側には階段が、東側には両側に溝を伴う土塁が取り付くことを明らかにした。

なお、Ａ地区を横断する下水道埋設工事に伴う調査（下水区）と弥勒寺跡指定区域の南に接した弥勒寺跡南地区（ＭＴ地区）の宅地造成に伴う確認調査を行った。下水道は長良川の側道に迂回させることになったが、弥勒寺跡南地区は、調査の契機となった道路拡幅にかかる住宅の移転先が決まらない中、「小を捨てて大に就く」苦渋の決断の下、ここが代替地となった。後に３区画用意された宅地の内の１区画は、再び弥勒寺官衙遺跡群の指定範囲に取り込んだ。

第５次調査（1998年度）**－ 館・厨院の追究と遺跡東端の門跡の調査 －**

西脇殿の下層で大形の南北棟（前身建物１）が発見されたことにより、前身官衙（評衙）が存在する可能性が出てきたため、前身建物の発見を期待して郡庁院西側に第12トレンチを設定した。ところが、郡庁院の建物と棟方向が一致する建物を新たに２棟（建物１・２）発見したが、郡衙に先行する時期に属す

る建物は認められず、前身建物がどのように展開したかについては課題として残った。

また、正倉院区画溝の東辺を含むその東側(G地区)を調査した。この区域では、掘立柱建物(建物①～⑥)が幾棟も検出され、重なりや方向の属性から少なくとも３時期の変遷があることが予想される。正倉院を区画する溝はこれらの建物の柱穴をことごとく切っており、正倉院が全て整う前の段階の建物群であることが明らかとなった。

第６次調査(1999年度) **－ 門跡の精査と郡庁院外の施設の追究 －**

第12トレンチで発見された大形の掘立柱建物(建物２)の規模・構造の確認を目的に拡張区(12T-1、12T-2)を設定し、総柱建物であることが判明した。郡庁院の正殿と棟方向だけでなく、前面の柱筋を揃えて建てられており、特別な役割を持った曹司(文書庫や楼閣など)と考えられる。

また、遺跡東端の門跡の構造解明を目指して、引き続きＦ地区及びＦ地区拡張区の精査を行った。門は四脚門と判明し、さらに門に付随する暗渠排水や、土塁山側の石組み溝、門前の道路側溝が見つかるなど、谷水を長良川へ排水する仕組みが明らかになった。

第７次調査(2005年度) **－ 追加指定にむけて －**

目標とする指定範囲の中の発掘調査が手薄な区域(第13、14トレンチ)について、確認調査を実施し、掘立柱建物や鍛冶遺構を確認した。

第８次調査(2005年度) **－下水道埋設工事立会 －**

個人住宅の建替えに伴う下水道引き込み工事に立ち会い、柱穴を検出した。郡庁院東側の空間に展開する曹司群の一部と思われる。

史跡追加指定　2007年(平成19)２月６日付けの官報(号外第22号)に告示され、追加指定及び名称変更(文部科学省告示第11号)が決定した。

第９次調査(2013年度) **－郡庁院南東角の確認 －**

郡庁院の四囲確認のため、南東角４グリッド分(45.5㎡)の調査を実施した。

関市弥勒寺遺跡群保存整備検討委員会の経過

2004年(平成16)10月29日	関市規則第26号公布　関市弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会設置[*1]
2005年(平成17)２月25日	第１回 弥勒寺遺跡群保存整備検討委員会 専門部会　基本方針案について
６月 ３日	第１回 弥勒寺遺跡群保存整備検討委員会 基本方針決定・保存管理計画案
７月26日	連絡会議(関係各課々長)「作業部会」の設置の合意
８月24日	作業部会(関係各課係長以上) 庁内調整作業開始
10月19日	「事業推進」市長決裁
11月28日	第４回定例議会　議員全員説明会

＊1 関市教育委員会 2012『国指定史跡弥勒寺官衙遺跡群　弥勒寺東遺跡Ⅰ－郡庁区域－』p.26 において、委員会「規則」の公布を第６次調査(1999年度)の項に誤って記述したので訂正する。

2006年(平成18)	1月26日	池尻区役員説明会 史跡指定について
	4月24日	土地所有者説明会　〃
	4月27日	地元自治会説明会　〃
	5月 2日	個別指定同意交渉開始
	6月28日	第2回 連絡会議　追加指定範囲の確認
	7月 4日	第2回 弥勒寺遺跡群保存整備検討委員会　追加指定について
	7月31日	追加指定申請書提出
	11月17日	文化審議会答申
2007年(平成19)	1月15日	第2回 弥勒寺遺跡群保存整備検討委員会 専門部会　弥勒寺西遺跡現地指導
	2月 6日	**史跡追加指定・名称変更官報告示**
	5月27日	第1回 地元地権者事業説明会 買上げについて
	6月10日	第2回 地元地権者事業説明会　〃
	6月15日	作業部会招集　用地取得に伴う諸問題について
	7月25日	関市都市計画審議会　都市計画公園決定
	11月30日	第3回 弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会　保存管理計画改定案
2008年(平成20)	7月 8日	第3回 弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会 専門部会 池尻大塚古墳範囲確認調査現地指導　保存管理計画改定
	10月22日	作業部会招集　池尻大塚古墳の保護について
2011年(平成23)	1月20日	池尻大塚古墳地権者説明会　境界立会のお願いと第2次調査について
	8月24日	第4回 弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会 専門部会 池尻大塚古墳 第2次発掘調査 現地指導
2012年(平成24)	11月13日	第5回 弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会 専門部会 池尻大塚古墳の追加指定について
2013年(平成25)	2月18日	第4回 弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会 基本計画策定にむけての取り組みについて
	7月11日	作業部会招集　仮整備(案)の検討
	8月 1日	第6回 弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会 専門部会 池尻大塚古墳追加指定の確認 弥勒寺東遺跡郡庁院南東角の調査現地指導、仮整備実施設計について

b. 正倉区域

本書で報告する「正倉区域」とは、弥勒寺東遺跡を東西に横切る段丘崖上段で、正倉院を区画する溝に取り囲まれた範囲(東西約130ｍ×南北40ｍ)及びその北側に展開する前身建物群を指す。調査年次で示すと、1994年度(平成６)に実施した第１次調査と1995年度(平成７)に実施した第２次調査のＢ・Ｄ地区、1996年度(平成８)に実施した第３次調査の第２トレンチと第７トレンチの一部、及び1998年度(平成10)に実施した第５次調査のＧ地区の一部を対象とする。[*1]

なおこの範囲には、1987年度(昭和62)に実施した弥勒寺跡第１次範囲確認調査のＤトレンチ及び、1988年度(昭和63)に実施した同第２次調査の第４トレンチが含まれる。[*2]

写真２　正倉区域(合成)　西より　2012.11.5撮影

＊1　正倉院の下層(前身建物３～10、鍛冶遺構１～４)及び上層(中世以降)の遺構群については、次巻『弥勒寺東遺跡Ⅲ』に所収予定。
＊2　関市教育委員会 1988, 1990『弥勒寺跡 －範囲確認調査報告書－Ⅰ,Ⅱ』

弥勒寺跡

弥勒寺東遺跡

円空の墓
講堂
H9・10年度
建物C
竪穴建物
建物B
金堂
塔
IT
IIT
ET
7T
6T
5T
DT
4T
CT
3T
2T
1T
AT
BT
建物A
掘立柱塀
南門
溝
FIT
FIIT
弥勒寺古墳
円空入定塚
弥勒寺
前身建物5
前身建物4
鍛冶遺構4
西1
西2
西3
西4
前身建物3
鍛冶遺構
正倉院
正倉院区画溝
東1
東2
東3
建物①
館・厨区域
溝①
大形竪穴建物
竪穴建物
門跡
溝②
井戸状遺構
溝③
鍛冶遺構7
方形土坑
前身建物
前身建物9
溝4
溝3
溝5
溝1
溝2
前身建物2
鍛冶遺構
建物3
建物4
竪穴建物
前身建物1
建物2
建物1
郡庁院
甌穴群
国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群
既指定範囲
追加指定範囲
未指定範囲
0
50 m

図5　弥勒寺跡・弥勒寺東遺跡（S=1/1,000）

Ⅱ 正倉区域の遺構

1 調査区の設定

a. グリッド

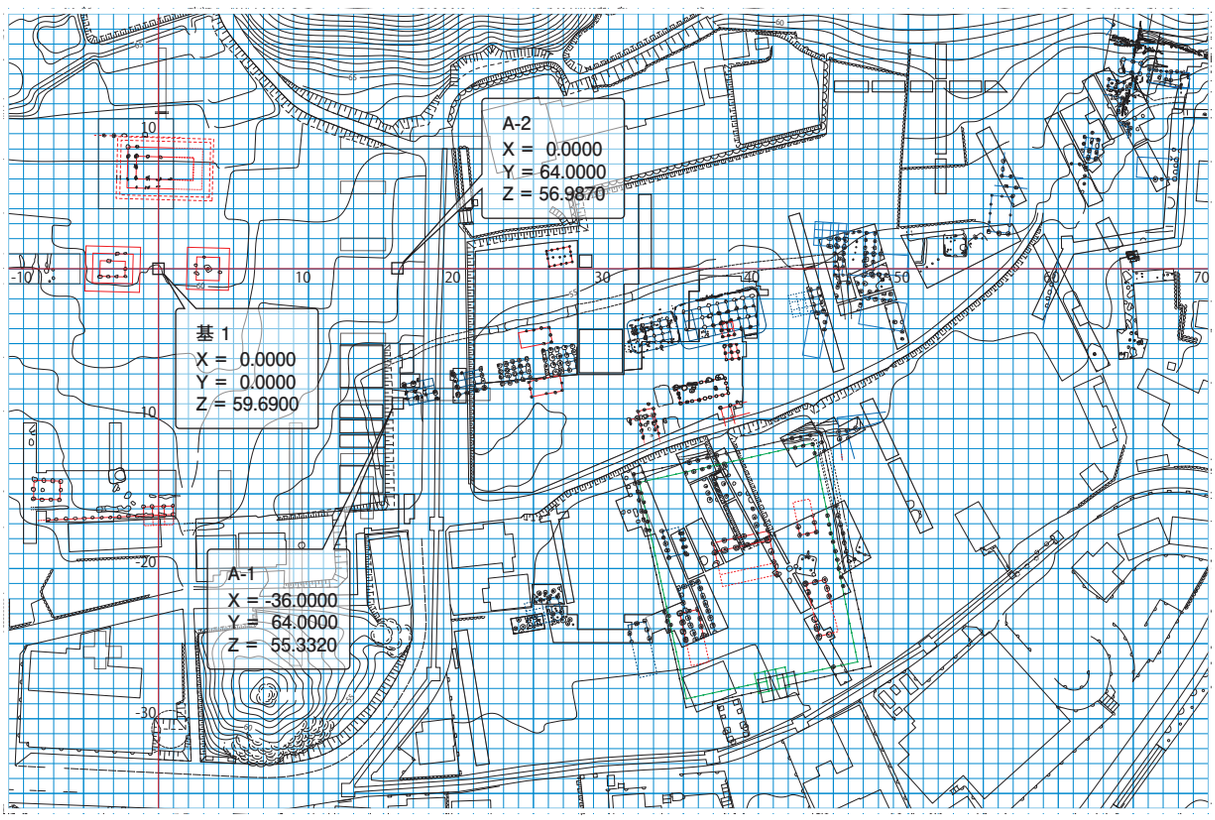

図６　調査座標（S＝1/2,000）

弥勒寺跡の塔と金堂の中間に埋設された基準点「基－１」（第７系 X=−55135.400ｍ、Y=−24621.210m）[*1]を原点として、それを南北に貫く1959年（昭和34）の指定範囲の主軸（N-1°44′-W）[*2]を基準に座標を定めて調査に臨んだ。４ｍ方眼に区切られた範囲を１単位（グリッド）として、原点から東西南北それぞれの方向にＥ・Ｗ・Ｓ・Ｎを冠した昇順の番号を与えてグリッドの地番[*3]を表している。

b. 基本層序

弥勒寺東遺跡の地層は、概ねⅠ～Ⅳ層に分層することができる。下から順に、いわゆる「地山」と呼ばれる黄色系の土（Ⅳ層）に、黒色系の土（Ⅲ層）が徐々に堆積し、次に茶色系の土（Ⅱ層）、一番上の表土（Ⅰ層）である。

＊1 世界測地系に換算すると、X=−54786.7912m、Y=−24892.1007mとなる。これを基に、三級基準点「Ａ－１」、「Ａ－２」を設置して弥勒寺東遺跡の調査の基準とした。
＊2 講堂跡の調査により、伽藍の主軸はこれより1°30′ほど東へ振ること、すなわち極めて真北に近いN-14′-Wとなる見通しが得られている。2009 関市教育委員会『国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺跡 講堂跡発掘調査 平成9・10年度』
＊3 例えば「Ｎ３Ｗ５」は、４ｍ単位で原点から北へ３区、西へ５区離れた位置のグリッドを指す。

弥勒寺東遺跡が立地するこの区域は、地質学的には「砂礫台地(下位)[*1]」に分類されている。いわゆる低位河岸段丘である。さらに微地形に注目すると、郡庁区域の山(北)側に約１～1.5ｍの段丘崖が生じ、その上段に正倉区域が立地している。長良川はこの場所で鋭角的に屈曲するため、水勢は屈曲の外側に当たる対岸で強く、岩場には甌穴を発達させている。一方、その内側で遺跡が立地する舌状の低位段丘面は、よほど増水しない限り安定した地盤であったと言えるが、段丘崖まで(すなわち郡庁区域)は、「伊勢湾台風(1959年(昭和34))の時には水が浸かった」という地元住民の証言からも、古代以降においても自然の営力による地形の改変を受けてきたことは想像に難くない。

Ⅰ層(表土)　主に耕作(畑)土である。発掘調査前の土地利用状況は、家庭菜園的な小区画の畑地が大半を占め、正倉区域について言えば、西方は荒蕪地、東方は畑地であった。通常の耕耘が及ぶ10～15㎝の深さまでの、暗灰褐色を呈する比較的乾いた、締まりの弱い表土である。

場所を問わず、遺物が表面で採集される。

Ⅱ層　場所によって色調の明暗や粘･砂質に差が認められ、多様なあり方を示すが、主に茶褐色の砂質土である。表土下にこの層の堆積が確認されない場所もある。Ⅲ層上方の土壌化と長良川の氾濫による浸食と堆積の作用を受け、かつⅠ層の耕耘や作物、或いは果樹の根による攪乱が及ぶ層である。

この層中では遺構の検出はできないが、炭化米の包含が認識できる。

Ⅲ層　暗茶褐色～黒褐色の漸移層である。古代の人々が働きかけ始めるまでに、長良川の浸食と堆積が幾度となく繰り返され、長い年月をかけて徐々に形成されたと考えられる。この層の上面で遺構が検出できる。本文中では記述の便宜上、時期の異なる遺構を「上層」、「下層」と言い分けるが、実際は古代も中世も全てこの同一面で検出できる。それらは本来、現在のⅢ層上面より高い位置から掘り込まれていたと考えられるが、Ⅱ層が形成されるころには、Ⅲ層の上方は浸食され、各時代における地表面は既に失われていたと思われる。

時期の異なる遺構が著しく重なり合う場合、新しい遺構から順番に掘り切らなければ下層の遺構が見えてこない。また、色調のみに頼ったⅢ層での遺構検出は極めて困難である。

Ⅳ層(地山)　粘･砂質、礫の包含の多寡に多様性が認められるが、基本的には黄色で砂質の、いわゆる地山である。考古学で言う地山は、概ね「人の営為が及んでいない」ことを意味するが、稀にこの層の上面、つまりⅢ層とⅣ層の境目で縄文土器が出土する。遺構は今のところ見つかっていない。Ⅳ層も本来これ以上の高さを有していたが、浸食で失われ、それ以降にⅢ層の形成が始まったと考えられる。

古代の遺構はⅣ層に達していることがほとんどであり、掘立柱の支持基盤となっている。この層まで掘り下げれば遺構検出は容易[*2]である。

＊1　平成３年度 土地分類基本調査図「美濃」国土調査 平成４年７月16日指定(国土庁告示第４号)
＊2　しかし、建物の建替えの情報を得るためには、できる限り高いレベル(Ⅲ層)で検出を心掛ける必要がある。

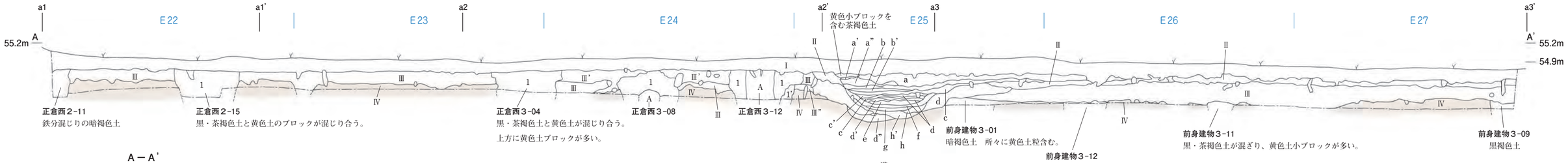

A－A'
基本層序
- Ⅰ　灰茶褐色砂質土　黄色土粒が混ざる。
- Ⅱ　茶褐色土　明茶･黄色土粒が混ざる。
- Ⅲ　暗茶褐色やや砂質土　黄色土粒が混ざる。締まり強。炭粒を少し含む。
- Ⅲ'　Ⅲに比べ、黒みが強く、黄色土ブロック混じり。
- Ⅲ"　Ⅲに比べ、黄みが強い。
- Ⅳ　黄色粘質土

柱穴
- 1　黒･茶褐色と黄色土が混ざり合う。
- 1'　1より黒みが強い。

柱痕跡
- A　茶褐色やや粘質土 1より明るい色調で均質。締まり弱。

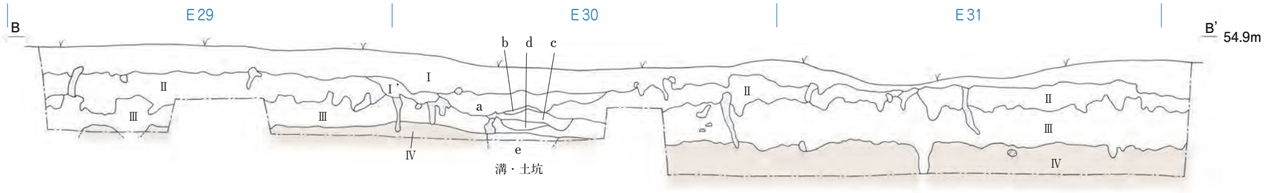

B－B'
基本層序
- Ⅰ　薄茶褐色砂質土に黄･白･橙色の小石が多く混ざる。
- Ⅱ　均質な暗茶褐色土
- Ⅲ　〃　黒褐色粘質土
- Ⅳ　〃　茶褐色土

溝
- a　Ⅰに似るが、黒色粘質土ブロックが多く混ざる。
- b　砂質土
- c　黒褐色土に茶褐色土ブロックが混ざり、下方が明るい色調を呈する。
- d　薄茶褐色土　下方に黄色土が堆積している。

土坑(或いは柱穴か)
- e　黒褐色土　中央部に地山(Ⅳ層)由来の茶褐色土が混ざる。

□　撹乱

A－A'
溝
- a　黄色砂質土　黄色土ブロックが多い。
- a'　aに比べ、茶褐色土が若干混ざる。
- a"　aに比べ、黄みが強く、砂質。
- b　aに似るが、黄色土ブロックがなく、粘質。
- b'　黄色やや砂質土

} 最も新しい堆積

- c　均質な黄褐色土
- c'　cに比べ、粘性が強い。
- d　均質な茶褐色粘質土
- d'　dに比べ、明るい色調。
- e　灰茶褐色砂質土

} 新しい堆積

- f　明灰褐色粘質土　粘性が強い。
- g　灰褐色砂質土　鉄分混じり。
- h　灰褐色粘質土
- h'　hに比べ、粘性が強い。

} 古い堆積

d"　茶褐色砂質土　最も古い堆積

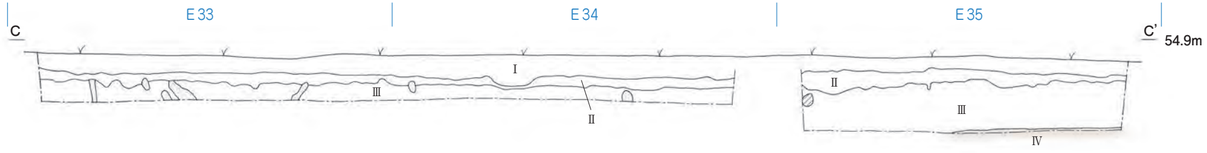

C－C'
基本層序
- Ⅰ　灰褐色砂質土　黄色土粒混じり。
- Ⅱ　黄茶褐色土　黄色土粒混じり。
- Ⅲ　黒褐色粘質土　茶褐色土粒・ブロック混じり。
- Ⅳ　黄茶褐色砂質土

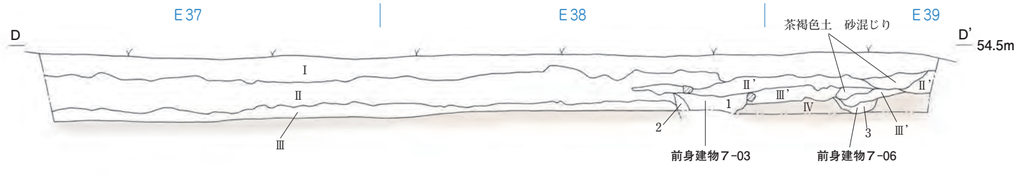

D－D'
基本層序
- Ⅰ　茶褐色砂質土　締まり弱。
- Ⅱ　黒･茶褐色土が混ざり合い、φ２～３㎝の小円礫、φ５～９㎝の円礫を多量に含む。締まり弱。
- Ⅱ'　薄茶褐色土
- Ⅲ　茶褐色砂質土　φ５～６㎝の円礫を多く含み、色調はⅣ層へ漸移する。
- Ⅲ'　黒褐色土　φ５～６㎝の円礫が混ざる。締まり弱。
- Ⅳ　黄色砂質土

前身建物 柱穴
- 1　黒褐色砂質土　小円礫は混ざらない。
- 2　1に似るが、締まり強。
- 3　茶褐色砂質土　黄色の細粒含む。

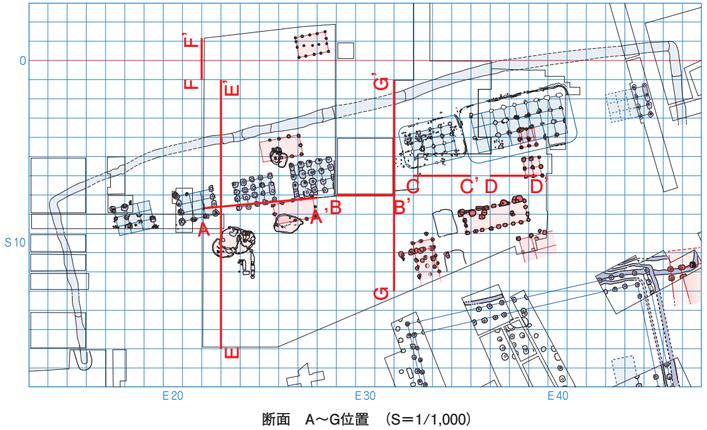

断面　A～G位置　(S＝1/1,000)

図７　土層断面　東西 (S＝1/50)

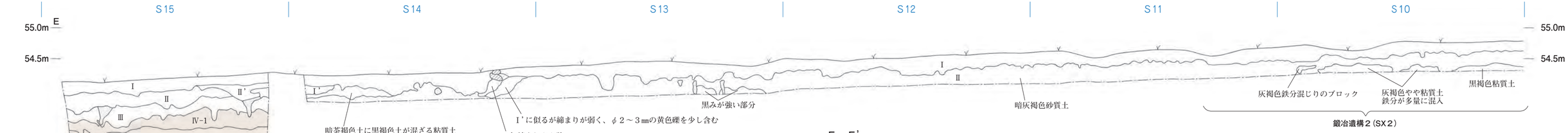

E－E'
基本層序（S15～10）

- Ⅰ　灰褐色砂質土　締まり強。
- Ⅰ'　暗褐色砂質土　Ⅰに比べ、やや粘性を帯びる。
- Ⅱ　暗茶褐色土　φ5㎜の黄色礫が混ざる。
- Ⅱ'　Ⅱに似るが、色調が明るい。
- Ⅲ　茶褐色土　φ1㎜の黄色礫が混ざる。
- Ⅳ-1～4　黒褐色から黄色土へ、粘質から砂質土へ漸移する。黄色礫は含まない。

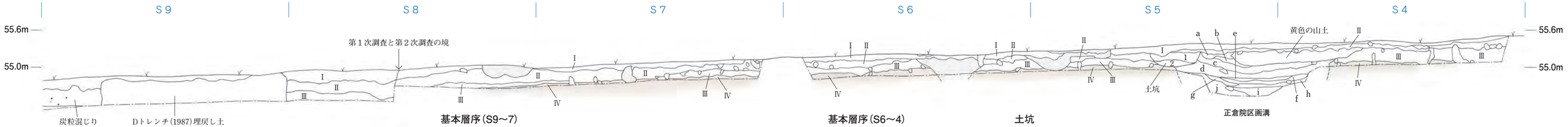

基本層序（S9～7）

- Ⅰ　灰褐色砂質土
- Ⅱ　暗茶褐色やや砂質土
- Ⅲ　暗黄褐色粘質土
- Ⅳ　暗黄褐色砂質土

基本層序（S6～4）

- Ⅰ　暗茶褐色砂質土
- Ⅱ　黒褐色砂質土
- Ⅲ　淡黒褐色砂質土
- Ⅳ　暗黄褐色砂質土

土坑

- 1　暗茶褐色砂質土　dに似る。
- 2　黒褐色土　hに似る。

正倉院区画溝

- a　暗褐色砂質土　炭粒が少し混ざる。
- b　〃　多量の炭粒が混ざる。
- c　〃　炭粒が少しと黄褐色粒が少し混ざる。
- d　〃　炭粒はごく少量と黄褐色粒が少し混ざる。
- e　〃　茶褐色砂が筋状に入る。

（新しい堆積）

- f　灰白色粘質土に黄褐色粒が少し混ざる。
- g　暗茶褐色土に黒・茶褐色粒が少し混ざる。
- h　黒褐色土に暗茶・茶褐色粒が少し混ざる。
- i　〃　黒・茶褐色粒が少し混ざる。
- j　〃　黒褐色粒が多くと茶・黄褐色粒が少し混ざる。

（古い堆積）

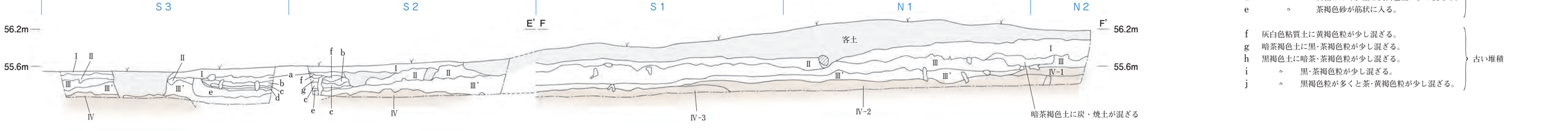

後世の溝

- a　暗茶褐色土に黒褐色・黄色粒が少し混ざる。
- b　茶褐色砂
- c　灰白色粘質土に茶褐色（鉄分）粒が少し混ざる。
- d　白色粘質土に茶褐色（鉄分）粒が少し混ざる。
- e　黒褐色粘質土に暗茶褐色土と茶褐色（鉄分）粒が少し混ざる。
- f　均質な暗茶褐色砂質土　炭粒が混ざる。
- g　〃　粘質土

□　撹乱

基本層序（S3～2）

- Ⅰ　暗茶褐色砂質土
- Ⅱ　暗茶褐色砂質土に黄色粒が混ざる。
- Ⅲ　黒褐色砂質土
- Ⅲ'　黒褐色砂質土に暗茶褐・黒・黄色粒と茶褐色（鉄分）粒が混ざり、濃淡が斑状に現れる。
- Ⅳ　暗黄～黄褐色砂質土

F－F'
基本層序（S1～N1）

- Ⅱ　暗茶褐色砂質土　黒色ブロックを多く、黄色ブロックを少し含む。
- Ⅲ　黒褐色砂質土
- Ⅲ'　Ⅲより淡い色調。
- Ⅳ-1～3　暗黄褐色土から明黄褐色土へ漸移する。

図8　土層断面　南北1（S=1/50）

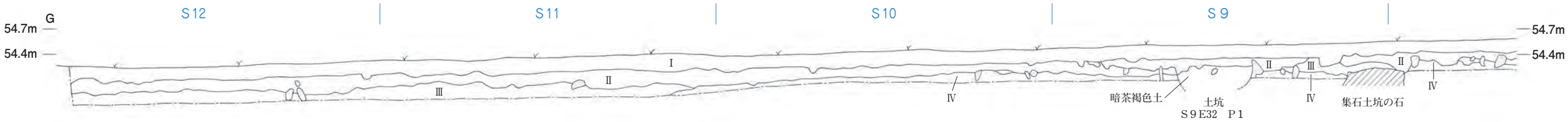

G－G’

基本層序（S12～4）

Ⅰ　灰茶褐色砂質土

Ⅱ　茶褐色土　黄･橙色の礫粒を多く含む。

Ⅲ　黒茶褐色粘質土　黄･橙･白色の礫粒を多く含む。
S5～3には、炭粒・炭化米を多く含む（正倉東３の火災に伴うもの）。

Ⅳ　黒褐色粘質土

⁙　炭粒・炭化米

□　撹乱

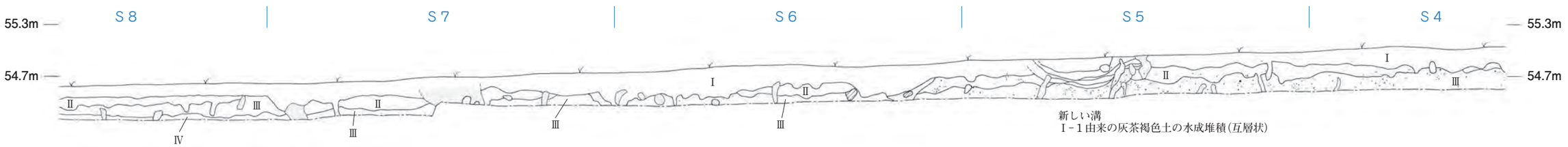

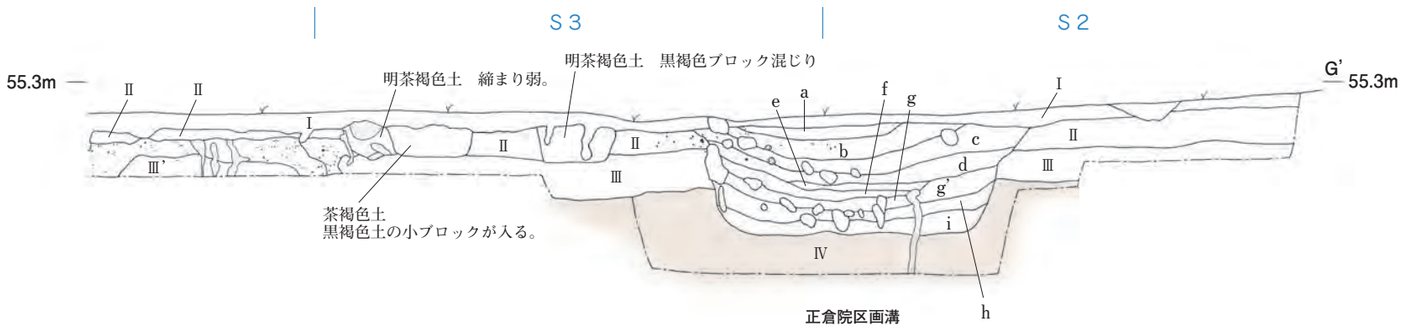

基本層序（S3～2）

Ⅰ　茶褐色砂質土

Ⅱ　暗褐色やや砂質土　締まりやや強。
S2には、炭粒･炭化米は混入しない。

Ⅲ　暗褐色やや砂質土　Ⅱに比べ、均質でやや粘性を帯びる。
S3には炭粒･炭化米が微量に混入するが、S2には混入しない。

Ⅲ’　S3のⅢに似るが、黒みが強くやや粘質。炭粒･炭化米は混入しない。

Ⅳ　黄色砂質土

正倉院区画溝

a　暗茶褐色土　炭粒･炭化米が少し混入する。締まりやや弱。

b　暗茶褐色やや粘質土　炭粒･炭化米がａより少し多く混入する。
φ３～５㎜の黄色礫粒を少し含む。締まりはａと同程度。

c　茶褐色粘質土　中央部ほど粘性が強く、黄色みを増す。
ａ･ｂに比べ、やや大きめの炭粒(φ５～10㎜)が混入するが、その度合いは低い。
締まりはやや強く、中央部ほどよく締まる。
粘性を帯びた黄色土のブロックが、特に中央部に認められる。

d　中央部(ｅに載る範囲)黄色粘質土　よく締まるが黄色砂を含むため締まり具合は均質ではない。
その両側はｃに似るがやや色調が暗く炭粒が少し混入する。

e　灰褐色粘質土　ｄに似る黄色粘質土が斑状に入る。新しい堆積初期の水成堆積。

} 新しい堆積

f　灰褐色粘質土　ｅに似るが、黄色土の斑が見られない。
中央部ほど粘性を帯び、強く締まる。

g　黄褐色粘質土　鉄分が縁辺部に染み出た灰青色化した斑がある。

g’　ｈに似た黒褐色土と黄褐色粘質土が斑状に混ざり合う。締まりはやや弱い。

} 水成堆積

h　黒褐色やや砂質土　中央部はやや粘性を帯びよく締まるが、外側へ行くほど締まりを弱める。

i　Ⅳ(地山)由来の黄色砂質土にｈに似た黒褐色土が斑状に混ざる。水成堆積ではない。

} 古い堆積

0　4m

図９　土層断面　南北２（S＝1/50）

2 主な遺構

正倉院

郡衙関連遺跡において発見される遺構の中で、最も特徴的であり一般的な遺構は正倉である。発掘調査を進める過程においては、構造が総柱であることから、まず「建物」であるとの認識が容易であり、次に内側の柱位置が予め判ることから建物全体を把握し易い。そして何より、「倉である」と躊躇なく性格付けができることから、直ちに遺跡の解釈へ進むことができるため、総柱建物が複数棟並んで検出されれば、「郡衙の正倉院に違いない」という理路をたどることになる。

弥勒寺東遺跡(武義郡衙)の発見もまた、正倉の検出に端を発した。1994年(平成６)の第１次調査においては、総柱建物として認識できていた建物は正倉東２のみであったが、[*1] 1987年(昭和62)の第１次弥勒寺跡範囲確認調査のＤトレンチ(幅３ｍ)に一部が検出されていたＳＢ１・２[*2](後に正倉西１・２と命名)と柱列(棟の方向)が一致することや、これらの建物の南柱筋を結んだ線上にほぼ載る２棟分の建物(西２と西３)の柱穴列の一部を見つけたことにより、ＳＢ１(87年調査)と正倉東２(94年調査)の間に複数棟の倉が東西一直線に並び建つのではないかという予測ができた。これにより「郡衙説」の表明に踏み切ったのである。翌年の第２次調査は、勢いそれらが総柱建物であることを確認することが主な目的となり、正倉を探す調査＝郡衙を立証する調査となった。

このように正倉院の発見は、官衙関連遺跡の認定における「十分条件」として取り扱われることが多く(厳密には「必要条件」と言うべきだが)、郡衙を象徴する遺構と言っても過言ではない。

また、炭化米が多量に出土することから、正税を収めた倉であり、また出挙による米の出し入れが頻繁であったことなどを彷彿させ、このような正倉の役割が当時の人々の意識に及ぼす影響を斟酌すると、正倉の管理＝支配の象徴であったことは想像に難くない。また、為政者側からすれば、権威や威徳を強調する装置であった。それゆえに、発掘調査によって正倉に纏わる情報をできる限り収集することが、地域における律令支配の実態とその変遷を知る上で重要となる。

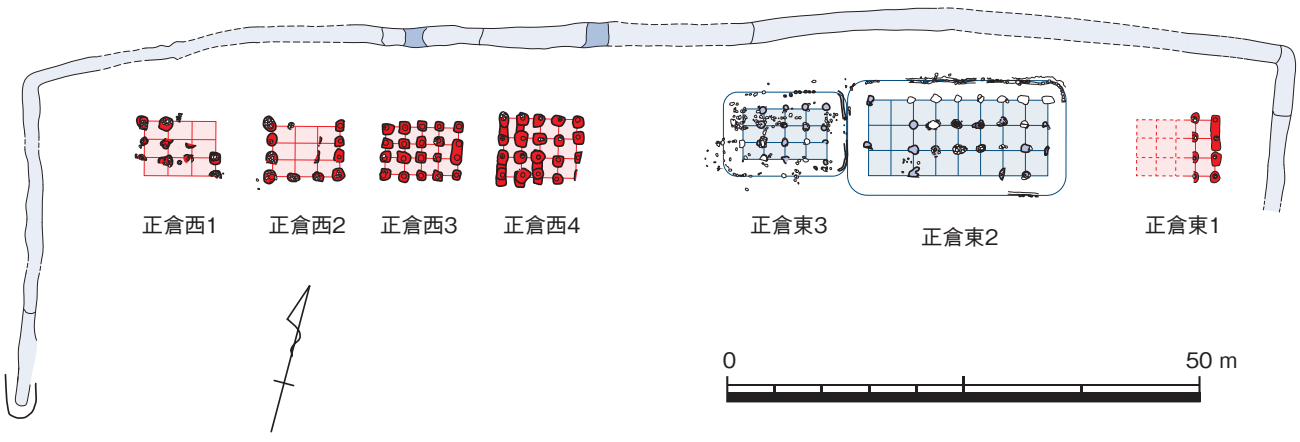

図10　正倉院（S＝1/800）

＊1　関市教育委員会 1999『美濃国武義郡衙 弥勒寺東遺跡 －第１～５次発掘調査概要－』Ⅲ調査の概要-２正倉区域 p.36
＊2　関市教育委員会 1988『国指定史跡 弥勒寺跡 －範囲確認調査報告書Ⅰ－』Ⅱ.遺構 ４.Ｄトレンチ p.5

正倉院は、郡庁院の背後に横たわる高さ１～1.5ｍほどの段丘崖の上段に位置している。『令義解』倉庫令の規定[*1]どおり「高燥処」に設けられたと考えられる立地である。現在までに東西約130ｍ、南北約35ｍの溝で区画された東西に細長い範囲に、棟を揃えて整然と建ち並ぶ７棟の正倉が確認された。便宜上これらを、西から正倉西１～４、東から東１～３と呼ぶ。この内、既にその一部が確認されていた正倉西１と２(弥勒寺跡範囲確認調査におけるＳＢ１と２)は、「弥勒寺東遺跡」を登録[*2]する契機となった遺構である。なお、「南１」については、今回その認定を取り下げる[*3]。

正倉西１～４・東１は、建て替えか補修に関わると考えられる現象が見られ、２時期の変遷を想定し、これを正倉Ⅰ期(緑色)・Ⅱ期(赤色)とした。Ⅰ期(或いはⅡ期)の正倉は、正倉東２と３の下層にも展開したと考えられるが、上層の遺構を護るため未確認である。

正倉東２・３は、基壇を持つ礎石建ち倉庫である。この時期をⅢ期(青色)とした。また、東３の火災による倒壊後に東２が、これに代わる倉として建てられたことが確認され、正倉東３から２へという変遷過程も明らかとなっている。

記述の便宜上、柱位置は建物の北西角を起点として、梁行方向に南端までを01～04(西妻)、次にその東隣の北端から南端までを05～08とし、これを東端の柱筋(東妻)まで繰り返して南東角までの番号とした。また、これらをを繋げて建物の規模・構成を図上で示す場合に使用する線の色は、確認或いは想定される最も新しい時期の色を採用し、重複する下層の遺構(前身建物)は青色、上層の遺構(中世以降の土坑など)は茶色で示した。

正倉西１

写真３　正倉西１-01・05　北から

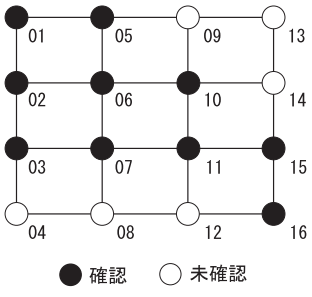

1987年(昭和62)に実施された第１次弥勒寺跡範囲確認調査のＤトレンチにおいて、既に正倉西１はその一部が確認されていた。正倉西１-02(SB1-P1)，03(P4)，06(P2)，07(P5)，11(P3)，12(P6)，15(P7)，16(P8)である。その時点では正倉であるとの認識はなかったが、弥勒寺東遺跡の第２次調査において、ＤトレンチのＳＢ１・２は、発見された他の正倉と同一の並びであることが判明し、改めて正倉１・２と命名した。

第３次調査では規模、柱間構成を確定するために、Ｃ地区の拡張区として、Ｓ８Ｅ17の１グリッド分を東(Ｅ18)へ1.4ｍ拡張した調査区を設けた。表土を剥いだ段階では、中世以降の石列や集石遺構が現れたが、それらの中に礎石として用いられていたと思われる巨石を取り込んだ集石遺構があり(写真４)、最終的に正倉西１の北西角の柱01と05を検出した。

＊1　令に規定された正倉のいわば建築基準法「凡倉。皆於_高燥処_置之。側開_池渠_。」
＊2　岐阜県教育委員会 1990『改訂版 岐阜県遺跡地図』への掲載を以て周知の遺跡となった。
＊3　Ⅱ２ 正倉南１(認定の取下げ) p.62

図11　正倉区域（S＝1/400）

規模・構成　Ｓ８～10Ｅ17～19の範囲に展開する総柱建物である。桁行(東西)7.6ｍ×梁行(南北)5.8ｍを測り、桁行３間･8.5尺等間、梁行３間･6.5尺等間で構成されている。[*1]

写真４　正倉西１　検出状況　北から

正倉西１-01付近には、集石遺構の下から検出された２基の遺構のうち、外側の遺構が掘立柱建物の柱穴、それを切る遺構が根石掘方であると考えた。正倉西１-05も同様に、掘立柱建物の柱穴を礎石建物の根石掘方及び根石が残存した状態を示していると考えられる。したがって、掘立柱建物(正倉Ⅰ期)→礎石建物(正倉Ⅱ期)の変遷が想定される。しかし、掘立柱建物段階の柱痕跡を確認していないので、この解釈の是非は再調査を実施して断面で柱穴の深さ及び柱痕跡を確認する必要がある。

正倉西２

1987年(昭和61)のＤトレンチにおいて正倉西２(SB2)は、建物の南西角に当たる正倉西２-04(SB2-P1)，08(P2)，12(P3)が既に検出されており、第１次調査では11，12，15，16が、第２次調査では13，14が検出され、東妻の柱列が確定できたことにより、建物の規模、柱間構成が推定可能となった。

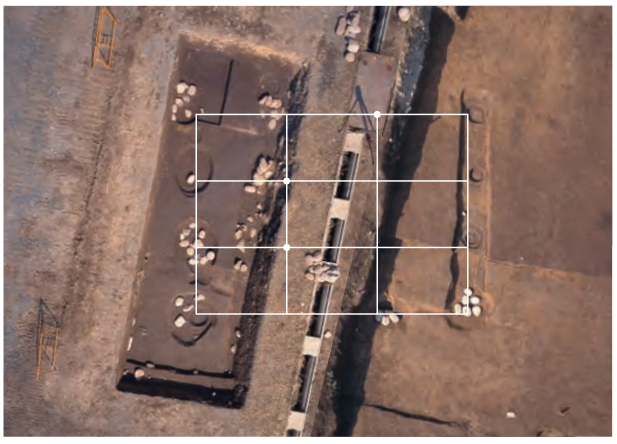

写真５　正倉西２(S≒1/200)

写真６　正倉西２-01～04，05(R地区)　南から

そこで、第３次調査においては北西角をカバーする範囲の調査区を道路上に設定し(Ｒ地区)、正倉西２-01～03と05を検出した。

規模・構成　Ｓ７～９Ｅ20～22の範囲に展開する総柱建物である。桁行(東西)7.1ｍ×梁行(南北)5.3ｍを測り、桁行３間・８尺等間、梁行３間・６尺等間で構成されている。[*2]

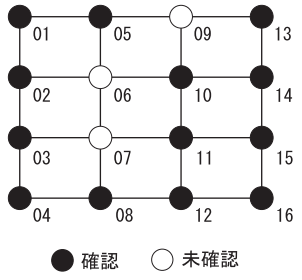

＊1　関市教育委員会 1999『美濃国武義郡衙 弥勒寺東遺跡－第１～５次発掘調査概要－』では、「桁行7.65ｍ、梁行5.85ｍ」としていたが、これを改める。
＊2　＊1 と同様に、概報では「桁行7.2ｍ、梁行5.4ｍ」としていたが、これを改める。

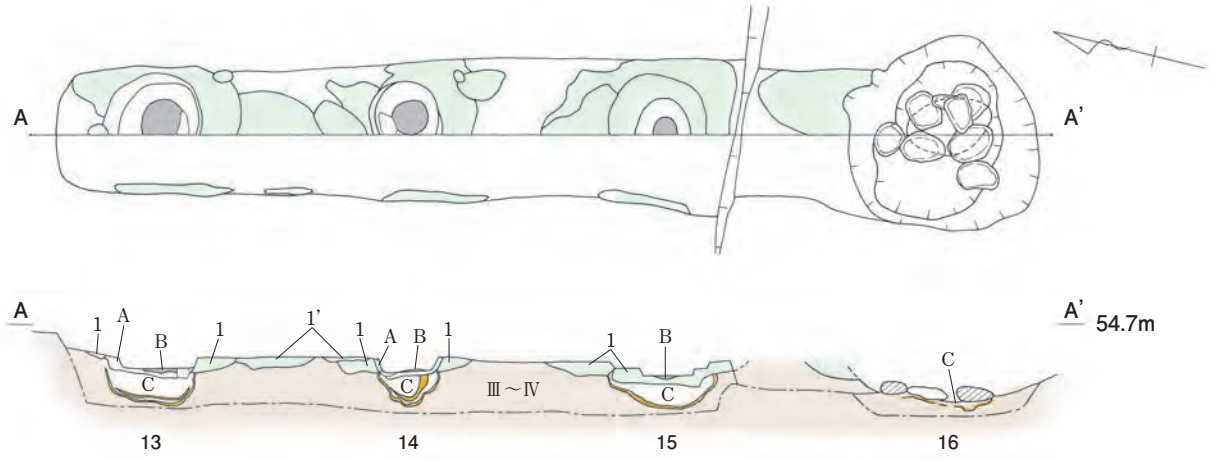

基本層序

Ⅲ～Ⅳ　黄色砂質～褐色粘質土(漸移)

0　2m

柱痕跡

A　暗茶褐色砂質土　締まり弱。1層が柱の影響を受けて変化したもの。
※柱痕跡として段掘りした部分は、さらに締まりの弱い褐色土
B　灰白色と褐色が混ざった粘質土(柱当たり)
C　灰色砂質土　柱の真下のⅢ, Ⅳ層に半球(円)形に水分が浸み、その縁辺部に鉄分が沈着
▬　鉄分の沈着

柱穴

1　茶褐色やや砂質土　地山由来の黄色土ブロック、黄色小礫が混じる。
1'　1に似るが黄色みが強い。

□　撹乱

図12　正倉西２　柱穴13～16 平・断面図（S=1/50）

写真７　正倉西２-13～16　半裁前　北から

写真８　柱穴13　半裁

写真９　柱穴14　半裁

写真10　柱穴15　半裁

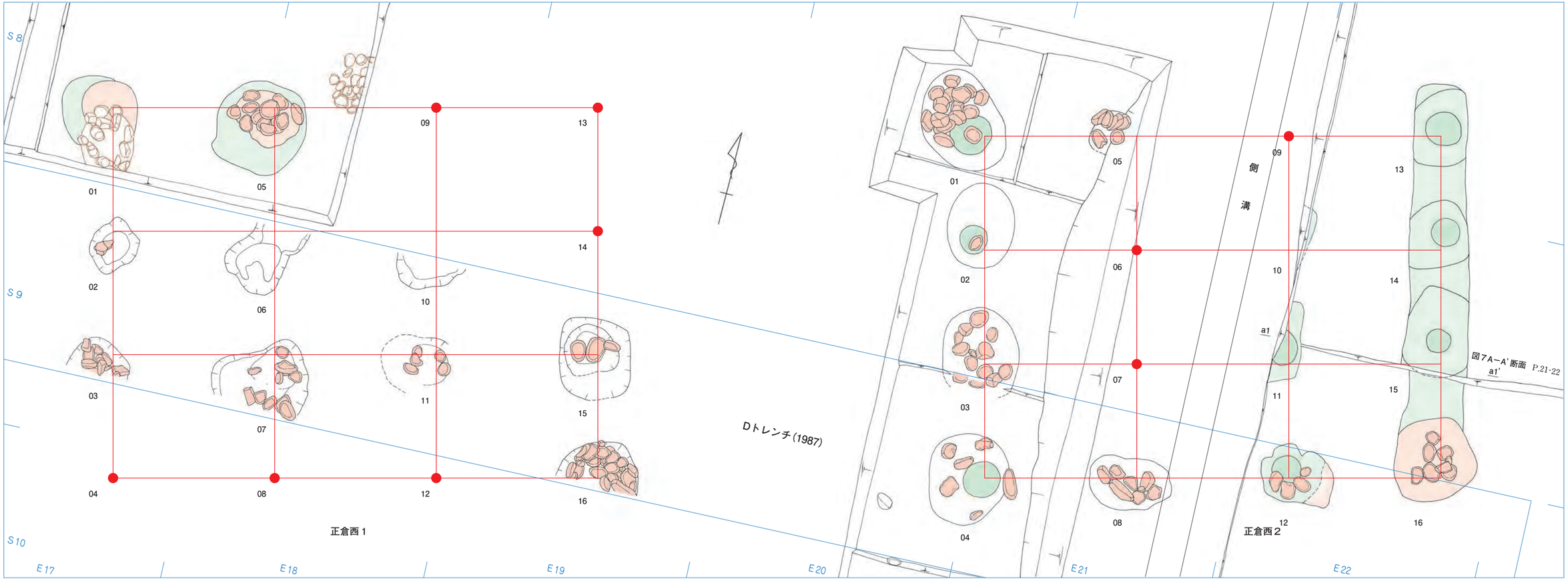

図13　正倉西１・２　平面図（S＝1/50）

正倉西２-01, 03～05, 08, 12, 16は、礎石の根石と思われる石が残存し、その内の01, 02, 04, 12は、それらの間隙から掘立柱の痕跡が検出された。そのため、正倉西１と同様に掘立柱建物（正倉Ⅰ期）から礎石建物（正倉Ⅱ期）に建て替えられたと考えられる。なお、断面観察は行っていない。

写真11　正倉西２-11～16　南から

一方、正倉西２-13～16は、布掘り状の細長い掘方で４基の柱が連なり、13～15は布掘りの掘方内に収まる土色の変化の中心に柱痕跡を検出した。16は、布掘りの範囲を超え、礎石の根石と思われる石が残存していた。さらに詳細なこれら柱穴群の成り立ちを調べるため、布掘りの西側半分を地山まで掘りぬく縦断面の観察を敢行した。これを見ると（図12及び写真７～９）、検出した深さは意外にも柱穴の底部に迫っており、硬化して粘性を帯びた柱当たり（Ｂ層）と、その下の土壌（Ⅲ～Ⅳ層）に水分が半球状（Ｃ層）に浸みて、その縁辺部に鉄分を沈着させている様子が見られる。柱13～15の柱痕跡の周りの土は布掘りとは別に掘り込まれた穴ではなく、布掘り内の埋土（１層）と判明した。柱16の下部は13～15と同じ浸み（Ｃ層）が見られたが、柱当たり（Ｂ層）は失われていた（或いは、初めから無かったのか判断できない）。

礎石建物への建て替えについて　これらの情報から掘立柱建物から礎石建物への建て替えを説明するためには、幾つかの補足的仮説の介在が必要になる。まず、柱13～15は、16よりレベルが高い位置で検出されているにもかかわらず、根石や根石掘方が無いのはなぜか（逆に、柱16にだけ根石掘方が認められるのはなぜか、或いは根石掘方ではないのか）。本来の柱穴は少なくとも１ｍ以上、上方から掘られていたことは明らかであるから、① 柱13～15の建て替えの情報は失われているという説明はできる。その説に順えば、柱16だけ根石掘方が深かったことになる。一方では、礎石に建て替えたという説自体が揺らぎ、② 根石に見えた石は実は柱の根固めに充填された材料であった可能性も浮上する。或いは、③ 根石掘方と思い込んでいる掘り込みは、建て替えではあるが掘立柱によるもので、そこに残る石は根固めの石であったとする説や、④ 礎石への建て替えは、腐朽し易い柱に限って行われた部分的な「補修」であったとする穿った見方もできる。検出中、柱12と16からは水が湧き、難儀をしたとき現場で思いついたことでもある。以上を整理すると、

① 礎石への建て替えにおいて、根石掘方が浅い場合と深い場合がある。

② 掘立柱を樹立するとき、柱穴に根固めの石が入れられることがあり、建て替えは無い。

③ 建て替え、或いは部分的な補修は行われたが、掘立柱によるものであり、根石に見えた石は、その際の根固めの石である。

④ 礎石への建て替えは、部分的な「補修」として行われ、全ての柱には施されていなかった。

正倉院全体の変遷過程を厳密に考える上で欠くことのできない情報を個々の柱穴は持っている。一律に建て替えを論じる前に、個々の柱穴についてのさらなる検証が必要である。

正倉西３

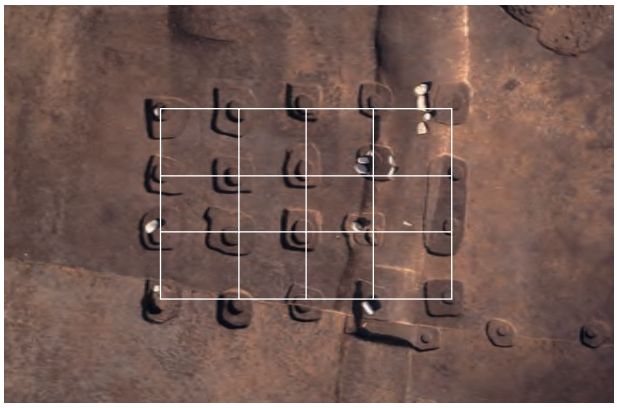

写真12　正倉西３（S≒1/200）

写真13　正倉西３　南から

郡衙説を決定づけた記念すべき遺構である。第１次調査において、調査区の北壁に半分かかる形で発見された正倉東３の南柱筋の柱穴が、正倉院発見の手掛かりとなった。そして、第２次調査では完璧な総柱建物として検出されたため、倉庫の代表として概要報告書の表紙を飾ったのである。

建物南端の段差は、調査区の境目に生じたものである。第１次調査の段階では、Ⅳ層黄色土まで到達しなければ遺構を認識することはできなかったが、第２次調査においては、Ⅲ層暗褐色土での検出を心掛けた。

規模・構成　第１次調査と第２次調査にまたがって、Ｓ６～７Ｅ23～25において検出した桁行４間、梁行３間の総柱建物である。桁行7.7ｍ、梁行5.0ｍ[*1]を測り、柱間の構成は、桁行では両外側の１間分が７尺、中央の２間が６尺、梁行では両外側が６尺、中央が５尺となっている。

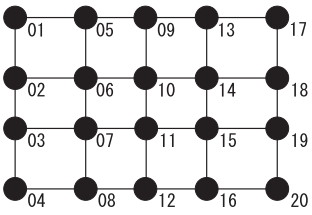

柱穴は概ね隅丸方形で、一辺の平均が約1.1ｍ、柱痕跡には乱れはなく、柱の太さ（径約50㎝）を反映していると思われる。

東妻の柱列中央の正倉西３-18, 19は、同一掘方内に２本の柱を埋設した、いわゆる布掘りである。

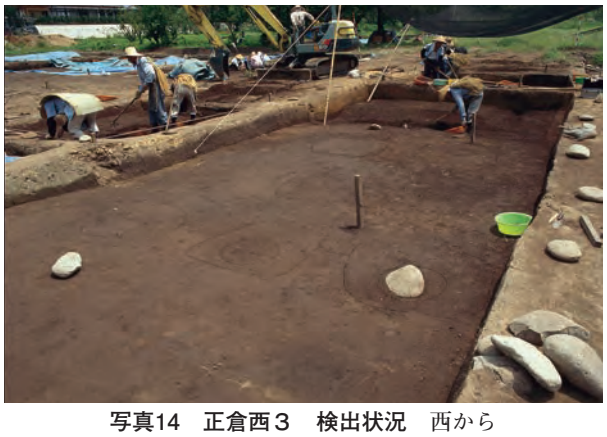

写真14　正倉西３　検出状況　西から

写真15　正倉西３　柱穴18・19断面　西から

＊1　関市教育委員会 1999『美濃国武義郡衙 弥勒寺東遺跡－第１～５次発掘調査概要－』では、「桁行7.8ｍ、梁行5.1ｍ」としていたが、これを改める。

写真16　正倉西３　柱穴18断面　西から

写真17　正倉西３　柱穴19断面　西から

正倉西３-18, 19の断面観察を敢行した(図14　A－A')。検出面は柱穴の底まで約40㎝と迫り、正倉２-13～16よりは残りは良いが、それにしても意外な結果である。上部が失われた要因は、後世の削平のみに起因するものではなく、長良川の氾濫による大規模な営力が加わったとみるべきかも知れない。まず、柱18を掘方に沿うように立てた後(５～７層)、18から流れるように傾斜した埋土(１～４層)によって柱19が立てられた様子がわかる。

正倉西４

上層に中世の土坑が密に分布し、それらが古代の遺構を穿っていたため、検出は困難を極めた。上層の遺構を完掘して調べ切った後、認識できた主要な部分を抜粋して図示した。掘立柱建物(正倉Ⅰ期)と補修か建て替え(正倉Ⅱ期)の掘方が混在していると思われる。

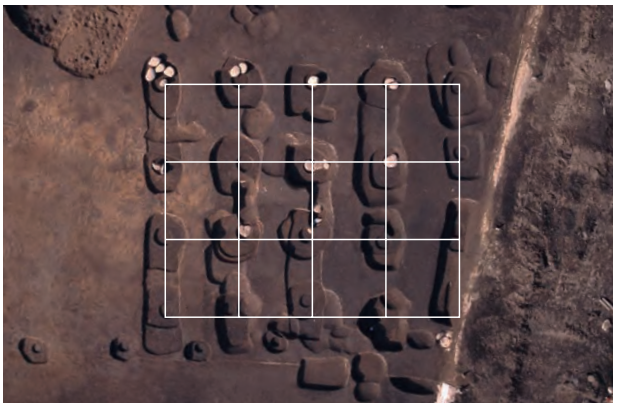

写真18　正倉西４(S≒1/200)

規模・構成　第２次調査のＳ６～７Ｅ26～28において検出した総柱建物である。桁行7.7ｍ、梁行6.2ｍ[*1]を測り、柱間の構成は、桁行４間・6.5尺等間、梁行３間・７尺等間である。

西妻の柱列の正倉西４-01, 02と03, 04及び、中央の桁行方向の11, 12は、２本の柱を埋設した布掘りである。

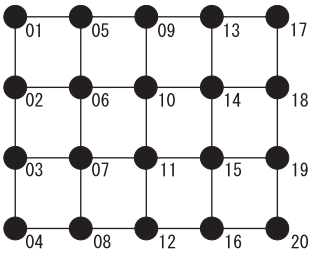

写真19　正倉西４　南から

＊1 関市教育委員会 1999『美濃国武義郡衙 弥勒寺東遺跡－第１～５次発掘調査概要－』では、「桁行7.8ｍ、梁行6.3m」としていたが、これを改める。

写真20　正倉西４　柱穴03・04検出状況　北から

写真21　正倉西４　柱穴03・04断面　西から

正倉西４-03, 04の断面観察を敢行した(図14　B－B')。ここでも、正倉西２、西３で見たとおり検出面は柱穴の底に迫り、布掘りの底に関して言えば、ぎりぎりの所まで下げて検出していたことが判る。

写真22　正倉西４　柱穴03断面　西から

写真23　正倉西４　柱穴04断面　西から

これら２本の柱は布掘りによって繋がりながら、さらにその底でそれぞれに浅く掘り窪めた掘方を持ち、柱の根元は別個に埋め始めている。

正倉西３と西４の柱穴内に残存する円礫について　正倉西３-03, 04, 14, 15, 16と正倉西４-01, 02, 03, 05, 07, 09, 10, 13, 14には、検出した柱穴内に円礫が残存している。概要報告[*1]では一律に「礎石の根石」と捉え、礎石建物(正倉Ⅱ期)への建て替えを考えたが、正倉西２で検討を加えたとおり、[*2]個々の柱でその成り立ちを精査する必要がある。

正倉西３については、失われた柱穴の上部について、その可能性を論じることはできても、断定はもはや不能である。残存する情報のみで判断するならば、② 掘立柱を樹立するとき、柱穴に根固めの石が入れられることがあり、建て替えは無かったとせざるを得ない。

正倉西４については、円礫が残存する柱穴の内、正倉西４-01, 02, 07には最初の掘立柱の柱穴を切る掘方が伴い、08, 11には円礫は認められないが、それに類する掘方が重なっている。したがって、厳密

＊1　関市教育委員会 1999『美濃国武義郡衙 弥勒寺東遺跡－第１～５次発掘調査概要－』
＊2　Ⅱ２ 正倉西２ 礎石建物への建て替えについて p.35

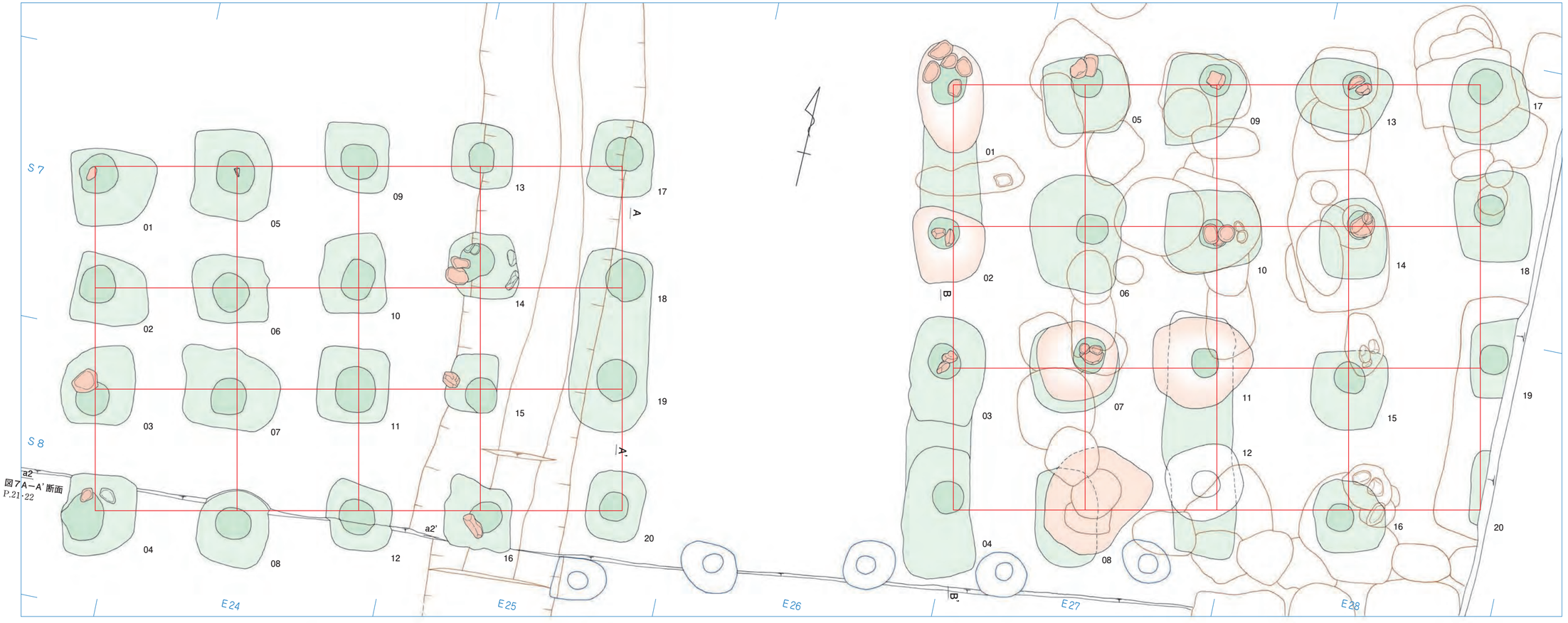

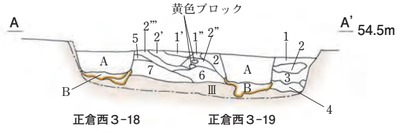

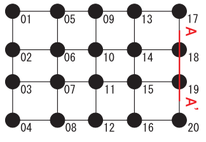

基本層序

Ⅲ　暗灰褐色粘質土

柱痕跡

A　茶褐色土に少し黄色土粒が混じる。締まり弱。

B　暗灰褐色粘質土　固く締まる。
（柱当たり）下方の縁辺部に鉄分が沈着。

鉄分の沈着

柱穴

1　均質な暗褐色土

1'　1に似るが、黄色土粒が所々に混じる。

1"　1より黒みが強い。

2　黒褐色土にφ２cmの黄色土ブロックが多く混入する。

2'　2に似るが、黄色土ブロック（φ２～３cm）が大きい。

2"　2に似るが均質。φ５～６cmの大きな黄色土ブロックが混入する。

2"'　2に似るが、層の下方の黄色土ブロックが大きい。

3　茶褐色土と黒褐色土が混ざり合い、やや粘質。

4　茶褐色土と黄褐色土が混ざり合う。

5　黄色土と黒色土が混ざり合う。

6　黒褐色土に黄色土粒が混じり、固く締まる。

7　地山由来の黄色土　固く締まる。

撹乱

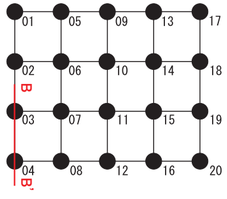

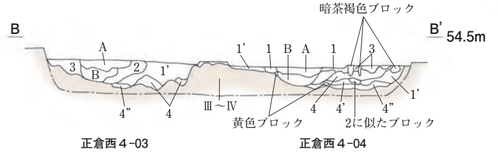

基本層序

Ⅲ～Ⅳ 暗黄褐色粘質土～黄褐色砂質土

柱痕跡

A　暗茶褐色砂質土　締まり強

B　灰白色の粘質土と黒褐色土が混ざり合い、斑になる。下方の縁辺部に鉄分が付着。
２層が柱の影響を受けて変化した層。

柱穴

1　淡黒褐色土　黒褐色土と黄色土が混ざり合い、斑になる。

1'　黒褐色土　黒褐色土に黄色土、淡黒褐色土が混じる。

2　黒褐色土と黄色土が混ざり合い、斑になる。
柱痕跡Ｂは、この層が柱の影響を受けたもの。

3　淡黒褐色砂質土

4　黄褐色土に黒・淡黒褐色土が混ざり合い、斑になる。

4'　暗茶褐色土　４より黄褐色土の割合が高い。

4"　4'に似るが、暗い色調。

0　2m

図14　正倉西３・４　平・断面図（S＝1/50）

には、① 礎石への建て替えにおいて、根石掘方が浅い場合と深い場合があったか或いは、③ 建て替えや、少なくとも部分的な補修は行われたが、掘立柱によるものであり、柱穴内の石はその際の根固めの石である、という２とおりの説が考えられる。

正倉西１・２と正倉西３・４の間に見られる差異について　正倉西１と西２は桁行３間×梁行３間を採るのに対し、正倉西３と西４は桁行４間×梁行３間を採る。桁行を３間とするか４間とするか、柱間１間分の違いではあるが、柱の数は16本から20本に増えることになる。建物の大形化を可能にし、それに伴う収容物の増量に耐え得る構造と見られるが、さらにこの違いに別の意図を感じさせる以下の計測値にも注目したい。

まず、建物の正面の幅(間口)を見ると、正倉西１が桁行25.5尺、正倉西２が桁行24尺であるのに対し、正倉西３と西４は桁行26尺と同じであること。次に、正倉１～４の棟と棟の間の距離を測ると、正倉西１と西２は約5.9ｍ離しているのに対し、正倉西３と西４は正倉西２と西３からそれぞれ約4.7ｍ離していること。前者は20尺、後者は16尺とみられる。

このように、正倉西１・２と正倉西３・４の間に明らかな差異が見出せる。西側から順番に建てられたと仮定すると、正倉西１と西２を造営した後、平面形式の変更や桁行・棟間距離の統一といった設計・配置計画上の変更があり、この計画のもとで正倉西３と西４が同時か或いは、あまり間を置かずに造営されたとみることができる。これより以東に展開した正倉群は、後出で有基壇の礎石建物である正倉東２と東３は別にして、桁行４間×梁行３間を採っていたことが推測される。

写真24　正倉西３と西４　南の柱筋を揃えて整然と建つ

正倉東１

写真25　正倉東１ 第３次調査　（S≒1/200）

写真26　正倉東１　南から

第３次調査における第２トレンチにおいて、４基からなる南北(梁)方向の柱穴列(正倉東１-17～20)を発見した。そこで、その部分のトレンチを西側へ60㎝拡幅して、それぞれの柱穴に東西(桁)方向で対応する柱穴列(正倉東１-13～16)を検出し、およそＳ２～３Ｅ44～45の範囲に展開する総柱建物の一部であることを確認した。東西方向に棟を揃えて一列に配置された正倉群の最東端に位置する。また、建物①と重なる。[*1]

梁行(南北)は5.9ｍを測り、柱間は３間で、中央が７尺、南北がそれぞれ6.5尺となっている。桁行(東西)方向は2.1ｍ(７尺)を測る。４間の場合、等間で復元すれば桁行28尺となる。ただし、正倉西３から以東の正倉には設計や配置計画に「統一」があったとする仮説[*2]にしたがえば、桁行は26尺となり、中央の２間は６尺となる。この問題は、当該箇所を東西に拡張した調査を実施すれば容易に解決できる。[*3]

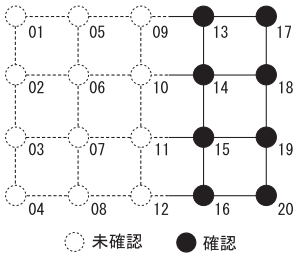

正倉東１-17と18は掘方がつながった、いわゆる布掘り状を呈し、２つの柱を同じ掘方内に樹立しているように見える。複数の柱が連なる布掘りは、正倉西３や西４でも見られたが、建物全体からすれば正倉西４以外は側柱の梁方向、つまり妻柱に見られる部分的な現象にとどまり、法則性が読み取れない。正倉東１の場合は、柱間に微妙に括れる箇所が認められるため、柱位置の調整のために掘り広げられた結果、隣り合う２基の柱穴が最終的につながってしまった可能性もある。いずれにしても、建設の初期段階における技術上の問題に関わる現象とみておきたい。

検出した柱穴８基の内、正倉東１-17を除く13～16、18～20の７基には、掘方内の中心に円礫が認められた。正倉西１～４で見たように、礎石建物への建て替えに伴う現象か、掘立柱の根固めか、現状では判断できない。残りの12基、正倉東１-01～12の調査において、慎重かつ厳密な判断が望まれる。

＊1　G地区(館・厨区域)に展開する建物群の１つ。次巻『弥勒寺東遺跡Ⅲ』に報告予定。
＊2　Ⅳ今後の課題 1 遺構群の変遷過程 p.129
＊3　関市教育委員会 1999『美濃国武義郡衙 弥勒寺東遺跡－第１～５次発掘調査概要－』では、「桁行7.8～9.0ｍ、梁行6.0ｍ」としていたが、これを改める。

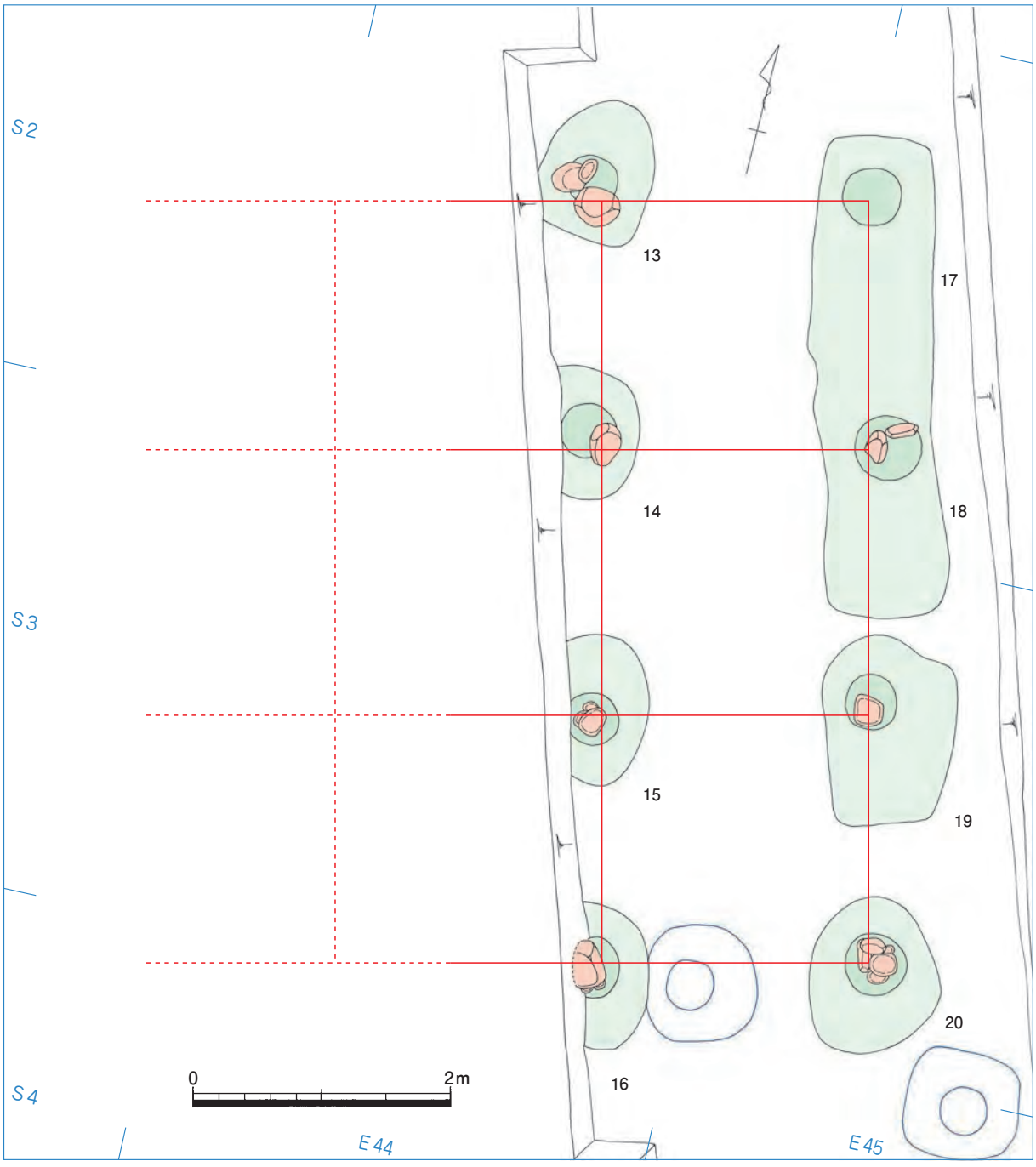

図15　正倉東１　平面図（S＝1/50）

正倉東２

写真27　正倉東２　第１・３次調査合成　（S≒1/200）

写真28　正倉東２　検出状況　西から

写真29　正倉東２　東から

第１次から第３次調査において、Ｓ２～６Ｅ35～41で検出された礎石建ちの総柱建物である。弥勒寺東遺跡の中では郡庁院正殿に次ぐ規模を有する。廂を除けばこれを凌駕し、床面積（約150㎡）では遺跡最大の建物である。第１次調査では東側の６間分を検出したが、基壇を含む全容が判明したのは、第３次調査の中盤以降であった。

規模･構成　桁行（東西）19.0ｍ×梁行（南北）8.0ｍを測り、桁行８間・８尺等間、梁行３間・９尺等間で構成されている。基壇は、東西23.1ｍ×南北12.1ｍの規模を有する。[*1]

柱位置　36基中９基の礎石が残存しており、大きいもので長径約1.2ｍ、短径約0.9ｍ、厚さ45㎝、概して径１ｍ前後の巨石が用いられている。その内の８基（正倉東２-13, 14, 17, 21, 25, 29, 30, 33）

＊1　関市教育委員会 1999『美濃国武義郡衙 弥勒寺東遺跡－第１～５次発掘調査概要－』では、「桁行19.2ｍ、梁行8.1ｍ」としていたが、これを改める。

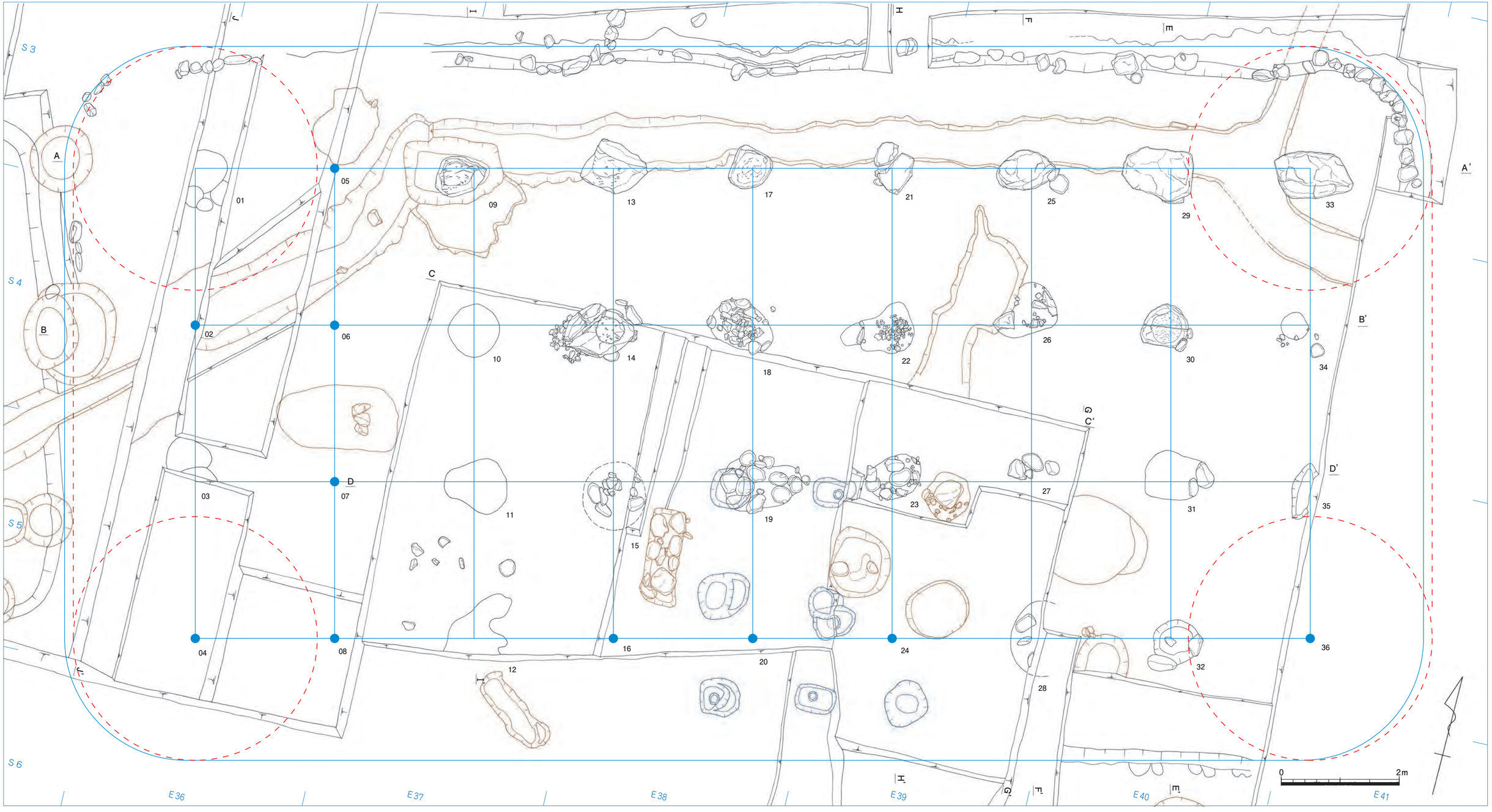

図16　正倉東２　平面図（S＝1/50）

は原位置を保ち、１基(正倉東２-09)は、周りを掘り窪めて落とし込まれた状態で検出された。

また、直径約50㎝の円柱座が削り出された礎石が３基(正倉東２-14, 17, 30)ある。柱の据わりの悪いものだけ削り出されたと推測されるが、概ね柱の太さを反映していると思われる。

その他は、礎石の根石を確認することができた11基(正倉東２-15, 18, 19, 22, 23, 26～28, 31, 32, 34)と、土色の変化(根石を据えるために掘られた穴、すなわち根石掘方か、或いは根石の間隙に停留した水分が周りの土壌に影響を与えた範囲)を捉えることができた６基(正倉東２-01, 03, 10～12, 35)である。

残りの10基(正倉東２-02, 04～08, 16, 20, 24, 36)については確認できなかった。

第１次調査の段階では、西側から２番目の梁に当たる正倉東２-05～08が認識できなかったことにより、全体の把握が次年度以降に持ち越され、第３次調査で西へ拡張した発掘区において、基壇化粧の北西角にあたる石列を検出したことにより、桁行８間の建物であることが確定した(写真30)。

なお、Ｓ４Ｅ38において下層の遺構を調べたため、正倉東２-19の痕跡(根石)は失ってしまった。[*1]

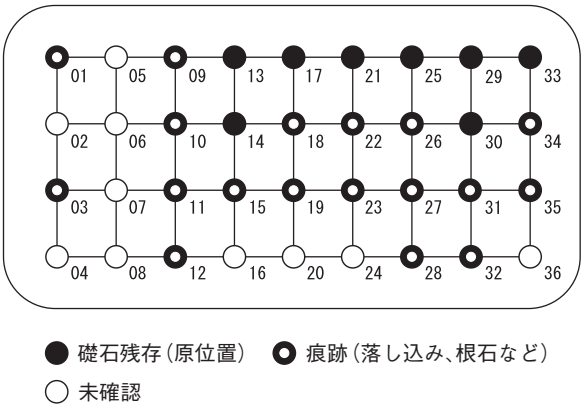

写真30　正倉東２　北西から(基壇北西角)

基壇　基壇を構成する盛土には版築は見られず、炭化米や炭粒が多量に含まれていた。正倉東３の火災により散乱した穀が混入したためと思われる。[*2] 基壇の縁辺は、長手の円礫(川原石)を斜めに持たせかけて化粧が施されているため、垂直には立ち上がらず断面台形で、勢い角部は丸みを帯びている(写真29)。化粧石は北東角部の残りがよく、北西角と北辺では部分的に、南辺ではその抜け跡を検出したため、基壇の四囲が把握できた。それらの高さは、北西部で標高54.90ｍ±約５㎝、北東部で55.15ｍ±約５㎝を測り、東側が15～25㎝ほど高い。

残存する礎石の上端の高さを北東角から順に西へ見ていくと、最も高い正倉東２-33 が55.22ｍ(以下、これを基準±０とする)、正倉東２-29 が55.08ｍ(－14㎝)、正倉東２-30 が55.16ｍ(－６㎝)、正倉東２-25 が55.13ｍ(－９㎝)、正倉東２-21 が55.05ｍ(－17㎝)、正倉東２-17 が55.10ｍ(－12㎝)、正倉東２-13 が55.11ｍ(－11㎝)、正倉東２-14 が55.13ｍ(－９㎝)となっている。

＊1　正倉東２の全体を把握する前に、グリッド単位の発掘を一部下層まで進めてしまった。結果として、下層の遺構の発見につながったが、「緊急発掘」だった調査序盤とはいえ悔やまれる。
＊2　Ⅱ２ 正倉東３ p.56

写真31　正倉東２-01　根石　西から（ベルト上）

写真32　正倉東２-09　礎石　西から

写真33　正倉東２-03　根石　北西から（ベルト上）

写真34　正倉東２-18　根石　南から

写真35　正倉東２-10～12　南から

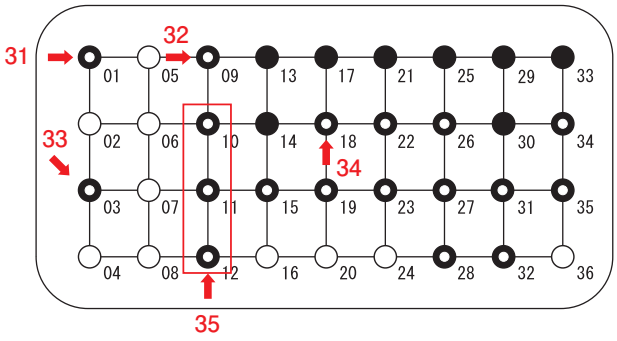

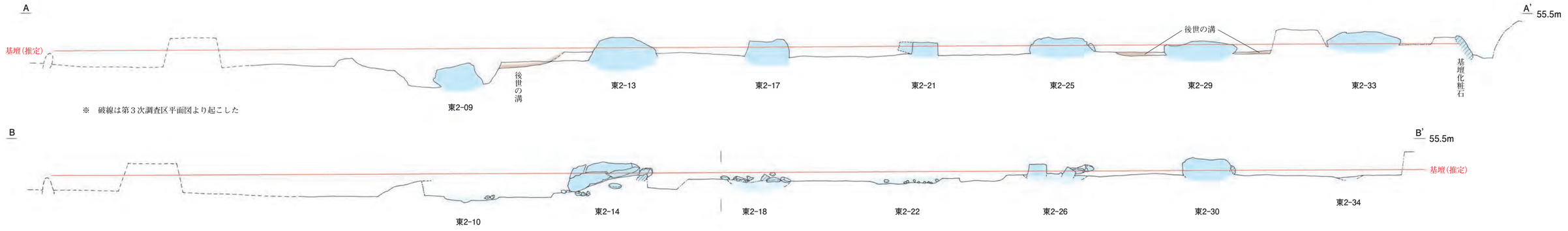

写真36　基壇盛土　礎石東２-13(奥)と14(手前)

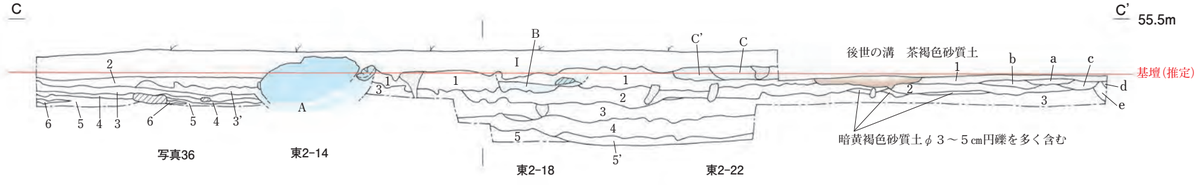

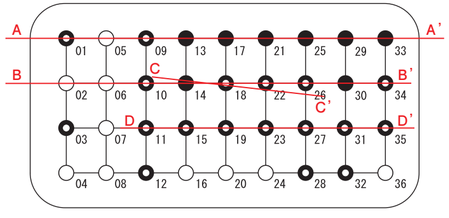

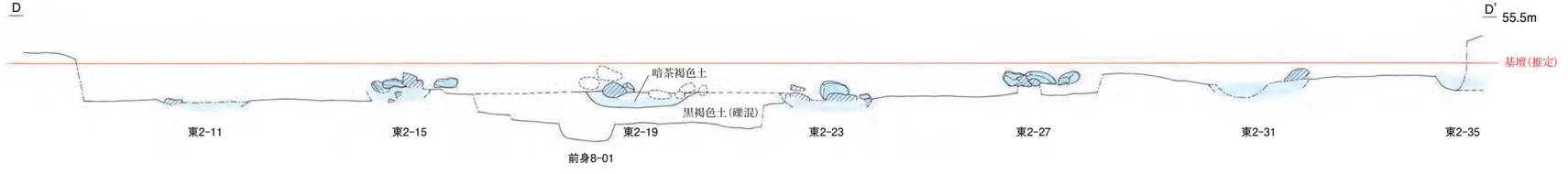

基本層序

I　淡茶褐色砂質土(表土)

基壇盛土

1　暗茶褐色やや砂質土　φ３～５㎝の円礫を含む。
2　淡黒褐色粘質土　φ３～５㎝の円礫を含む。
3　黒褐色粘質土　φ３～５㎝の円礫を含む。
3'　淡黒褐色粘質土　３より礫が少ない。
4　暗茶褐色やや砂質土　φ３～５㎝の円礫を多く含む。
5　暗黄褐色砂質土　φ３～５㎝の円礫を多く含む。
5'　暗黄褐色砂質土　５より礫が少ない。
6　黒褐色粘質土に茶褐色砂質土が混ざり、φ３～５㎝の円礫を多く含む。

礎石据付け土(根石掘方覆土)

A　黒褐色土　固く締まる。(礎石 東２－14)
B　１より淡く、黄色粒が混入する。(根石掘方 東２－18)
C　茶褐色土　固く締まる。(根石掘方 東２－22)
C'　〃　黄色粒が混入する。

基壇盛土

a　暗茶褐色やや粘質土　φ３～５㎝の円礫を含む。
b　黒褐色粘質土　礫を含まない。
c　淡黒褐色やや粘質土　礫を少し含む。
d　黒褐色やや砂質土
e　暗茶褐色やや粘質土　φ３～５㎝の円礫を多く含む。

□　撹乱

0　2m

図17　正倉東２　断面図　東西 (S＝1/50)

基壇北東部の高さ(55.15ｍ)を採り、最も高いレベルで水平な基壇を復元すると、正倉東２-33以外の礎石は全て埋没してしまう。最も低いレベルの礎石(正倉東２-21)が地上に５㎝ほど出る高さ(55.00ｍ)を採れば、全ての礎石は顔を出すが、基壇北西部の高さ(54.90ｍ)は、依然としてこれに10㎝ほど足らない。つまり、基壇は傾斜していたと見られる。

次に、礎石の厚さを見ると、調査によって地上に現れた部分の計測値に加えて、裾部(地面に潜り込む側面の角度)から推定される本来の厚みが＋５㎝前後と考えられる場合をα、それ以上をα＞５、それ以下をα＜５と表現すれば、東２-33 が23㎝＋α、正倉東２-29 が25㎝＋α、正倉東２-30 が28㎝＋(α＞５)、正倉東２-25 が27㎝＋α、正倉東２-21 が23㎝＋(α＜５)、正倉東２-17 が29㎝＋(α＞５)、正倉東２-13 が37㎝＋(α＞５)、正倉東２-09(落し込まれた礎石)が37㎝＋α、正倉東２-14 が45㎝±０と見られ、西へ行くほど厚みを増す傾向がある。

特に注意したいのが、著しく下面が斜めに据えられた正倉東２-14の礎石である(写真37)。地上に出す部分の調整を含む高さ、柱座(上端の水平)の確保など複数の要件を満たすための工夫と見られる。このように礎石の厚さや据え方で調整が図られたが、施工前の傾斜は基壇と礎石では吸収されず、なお東西方向に15㎝の高低差が生じていたと考えられる(図17, 18の赤線 基壇推定)。最終的には床で水平を確保すればよいが、床下に見える柱の長さが東へ行くほど徐々に減じる、変則的な建て方を強いられたであろう。巨大な建物を支える基礎工事としてはやや脆弱で、突貫工事の感が否めない。

写真37　礎石　正倉東２-14　南から

基壇の平面的な規模は、建物の側柱を結んだ線から７尺出した設計とみられることから、東西78尺(桁行64尺＋基壇の出 東西各７尺)、南北41尺(梁行27尺＋基壇の出 南北各７尺)、すなわち23.1ｍ×12.1ｍの規模が復元できる。[*1] 角の丸みは、建物の角を中心とする半径７尺の円(図16 赤色破線)に概ね沿っているが、実際の遺構と重ね合わせると、桁方向で15㎝ほど東に偏している。そこで、基壇の復元線のみ建物と切り離して西へ移動させて補正した(図16 青色実線)。建物と基壇は桁方向で半尺ほどの施工誤差が生じているとみられる。

雨落ちと軒の出　基壇の外側には人工的に整えられた雨落ち溝はなく、代わりに水が停留したことよって形成されたと思われる砂の堆積が、基壇の基底部に沿って帯状に認められた。斜めに持たせかけられた化粧石は、その側面で雨垂れを受け、基壇縁辺の崩落を防いでいたと思われる。

＊1 関市教育委員会 1999『美濃国武義郡衙 弥勒寺東遺跡－第１～５次発掘調査概要－』では、「建物から東西６尺・南北７尺出した22.8ｍ×12.3ｍ」としていたが、これを改める。

写真38　正倉東２-19　根石　東から

写真39　正倉東２-22　根石　南から

写真40　正倉東２-23　根石　南から

写真41　正倉東２-26　根石　南から

写真42　正倉東２-13～15　南から

写真43　正倉東２-27　根石　北から

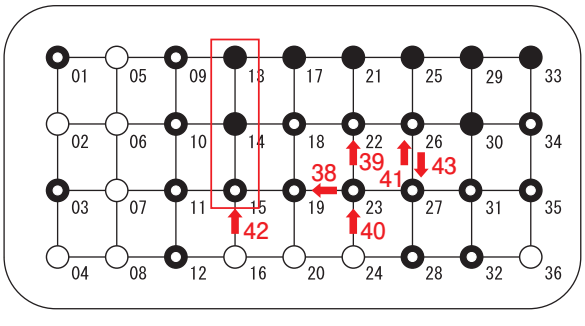

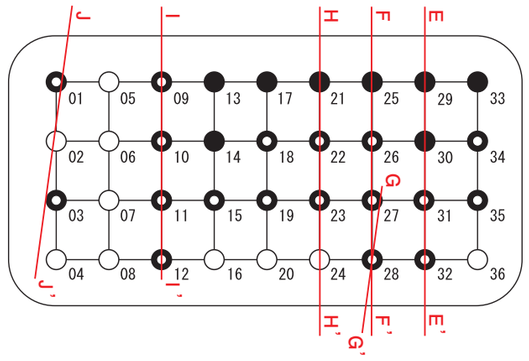

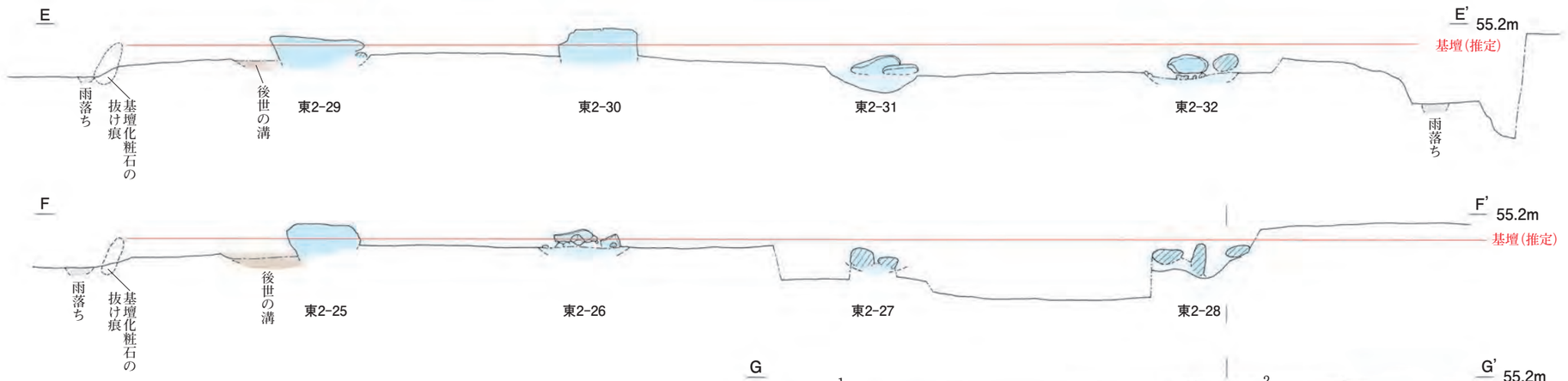

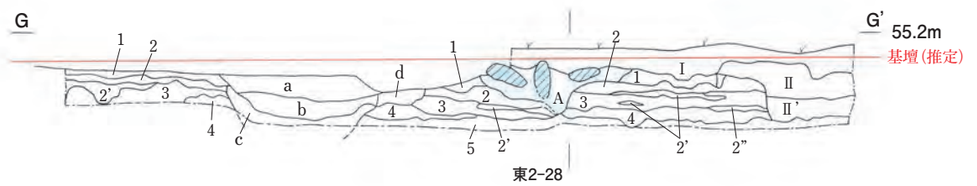

G－G'
基本層序
I　淡茶褐色砂質土(表土)
II　暗茶褐色砂質土 φ３～５㎝の円礫を少し含む。
II'　淡黒褐色砂質土 φ３～５㎝の円礫を少し含む。

礎石据付け土(根石掘方覆土)
A　淡暗茶褐色やや砂質土(礎石 東２－28)

□　撹乱

基壇盛土
1　暗茶褐色やや砂質土　φ３～５㎝の円礫を含む。
2　暗褐色やや砂質土　φ３～５㎝の円礫を含む。
2'２に茶褐色砂質土が混ざり、φ１～２㎝の円礫を多く含む。
2"２に灰褐色砂質土が混ざり、φ１～２㎝の円礫を多く含む。
3　黒褐色粘質土　φ３～５㎝の円礫を含む。
4　黒褐色粘質土　φ３～５㎝の円礫を多く含む。
5　暗茶褐色砂質土　φ３～５㎝の円礫を多く含む。(整地土)

土坑
a　茶褐色やや砂質土　φ３～５㎝の円礫を少し含む。
b　暗茶褐色砂質土　礫を含まず、締まり弱。
c　黒褐色粘質土　礫を含まず。
d　淡黒褐色やや砂質土　φ３～５㎝の円礫を少し含む。

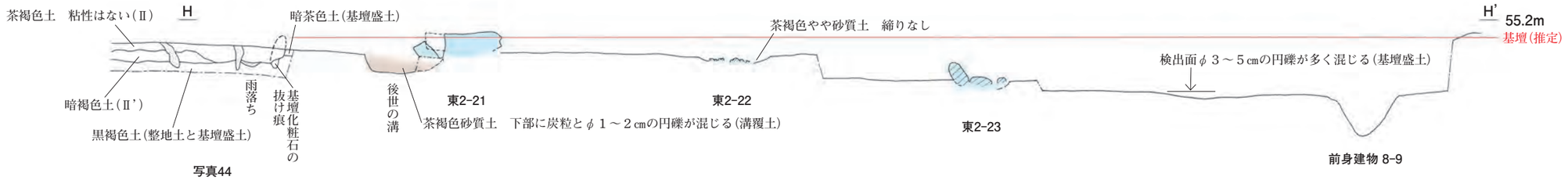

写真44

写真44　H－H'断面北端　西から

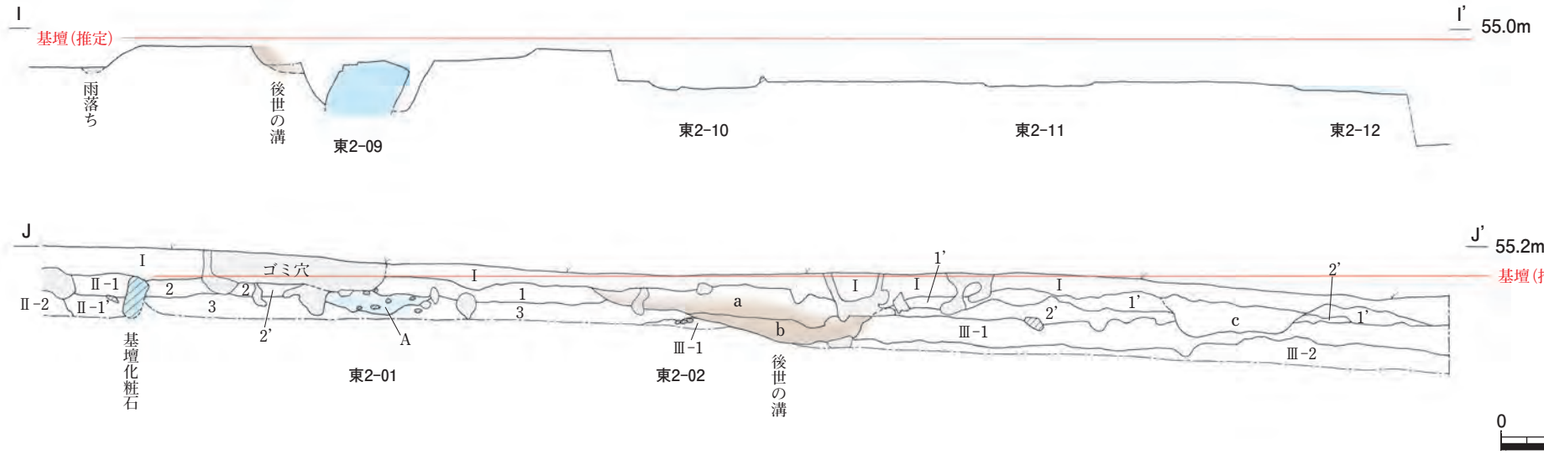

J－J'
基本層序
I　茶褐色砂質土(表土)
II-1 暗茶褐色土　炭粒、炭化米を多く含む。
II-1'-1に比べ黒みが強い。
II-2 -1に黄橙色砂岩粒が混ざり、炭粒、炭化米を含む。
III-1 黄色砂、黒褐色土からなる沖積(砂利)層
III-2 黒褐色土　φ１～２㎝の円礫を少し含み、固く締まる。

基壇盛土
1　暗茶褐色土　黄橙色砂岩粒が混じり、φ１～２㎝の円礫を含む。
1'１に比べ円礫が少ない。
2　暗茶褐色土　炭粒、炭化米を多く含む。
2'黒褐色土　円礫、炭粒、炭化米を含まない。
3　黒褐色土　固く締まる。

礎石据付け土(根石掘方覆土)
A　暗褐色土　黄橙色砂岩粒が混じる。φ４～５㎝の円礫と特に底部にφ１～２㎝の円礫を含む。(根石掘方 東２－01)

後世の溝
a　明黄褐色砂質土　黄・白色の岩石粒が全体に混ざる。
b　aに比べ茶色みが強く、黄橙色砂岩粒が全体に混ざる。締まり強。

土坑
c　明茶褐色やや砂質土　黄橙色砂岩粒とφ１～２㎝の円礫を含む。

図18　正倉東２　断面図　南北 (S＝1/50)

写真38　正倉東２-19　根石　東から

写真39　正倉東２-22　根石　南から

写真40　正倉東２-23　根石　南から

写真41　正倉東２-26　根石　南から

写真42　正倉東２-13～15　南から

写真43　正倉東２-27　根石　北から

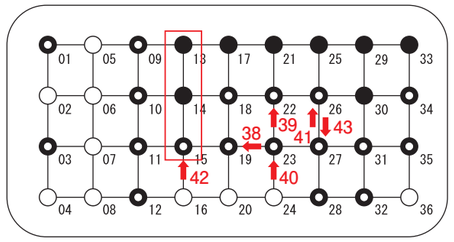

写真45　第１次調査地区

写真46　第２・３次調査　B地区

正倉東３

写真47　正倉東３ 第３次調査　(S≒1/200)

第２次から第３次調査において、Ｓ３～６Ｅ32～35で検出された礎石建ちの総柱建物である。建物の規模としては、正倉東２は別格として、他の正倉と大差はないが、基壇を有するという点で異なる。

規模・構成　桁行(東西)8.9ｍ×梁行(南北)5.3ｍを測り、[*1] 桁行４間・7.5尺等間、梁行３間・６尺等間で構成されている。基壇は、東西13.0ｍ×南北8.9ｍの規模を有する。

写真48　正倉東３　南から

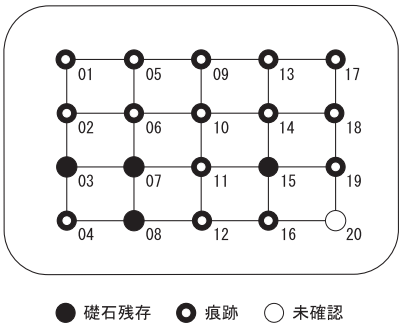

柱位置　礎石が残る正倉東３-03、07、08、15以外は、根石が散乱した状況であったが、正倉東３-20を除き、柱位置の痕跡を確認することができた。

基壇　正倉東２と同様の、円礫を持たせかけて角を丸く収めた構造と思われ、化粧石の抜け跡を手がかりに、範囲の検出を試みた。建物から東西を７尺、南北を６尺出した設計と見られることから、東西44尺(桁行30尺 ＋ 基壇の出 東西各７尺)、南北30尺(梁行18尺 ＋ 基壇の出 南北各６尺)、すなわち13.0ｍ×8.9ｍの規模が復元できる。角の丸みは、概ね半径５尺の弧に沿っている。

建物の範囲の北寄りと、その外側に炭化した木材片、炭化米が厚く堆積しており、火災によって北側へ倒壊した様子を示している(図19に炭化米・木材片の散乱状況を映した)。また、これらと共に黄橙色の粘土塊が散在していた。壁の構造(「土倉」か)に関わる可能性があり注意される。

その後、基壇を解消する整地(図20 Ⅱ－２層)が行われた後、正倉東２の基壇が築かれている。このため、正倉東２は正倉東３より、礎石の上端で40～55㎝高い。

＊1 関市教育委員会 1999『美濃国武義郡衙 弥勒寺東遺跡－第１～５次発掘調査概要－』では、「桁行9.0ｍ、梁行5.4ｍ」、基壇については「13.2ｍ×9.0ｍ」としていたが、これを改める。

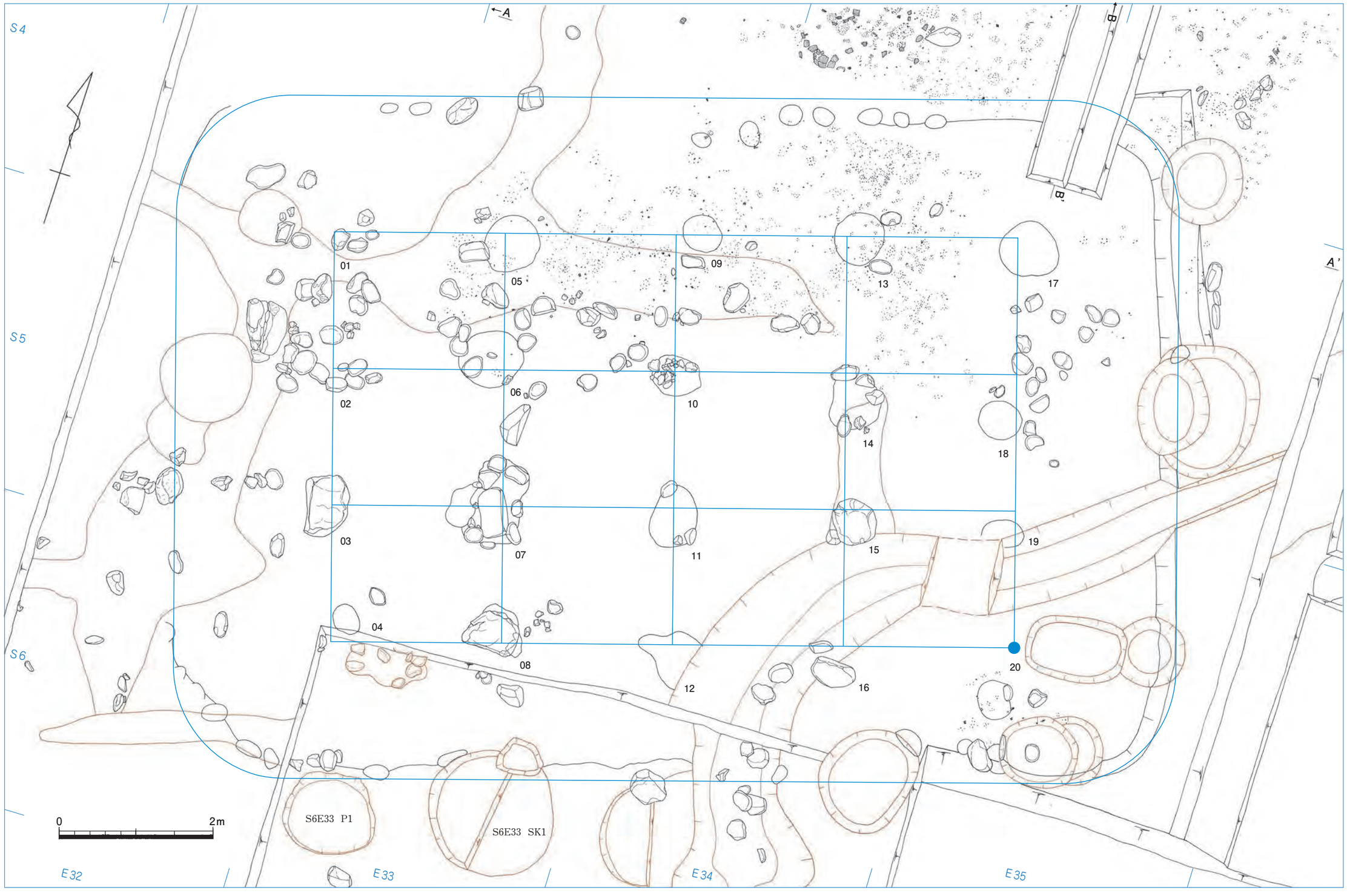

図19　正倉東３　平面図（S＝1/50）

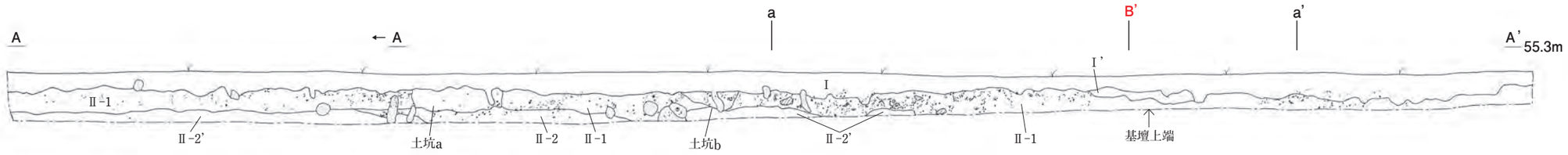

A－A'
基本層序

Ⅰ　茶褐色砂質土　φ５～10㎜の黄色礫が多く混ざる。(表土)
Ⅰ'　暗褐色土に黄色土ブロックが混ざり、固く締まる。φ５～10㎜の黄色礫が混ざる。
Ⅱ-1 暗茶褐色土 所々に茶褐色ブロックが入る。炭粒、炭化米を多く含む。
Ⅱ-2 暗茶褐色土 Ⅱ-1とⅡ-2'の中間的色調。炭粒、炭化米を多く含む。(正倉東３焼失後の整地か)
Ⅱ-2' 暗褐色粘質土 炭粒、炭化米を含まない。(正倉東３焼失後の整地か)

□　撹乱
－･－基壇上端で発掘を停止した面

土坑

a　茶褐色砂質土　炭粒、炭化米を含まない。
b　明茶褐色土　炭化米を多く含む。

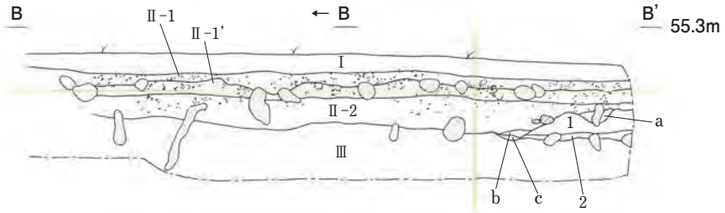

写真49中の水糸

B－B'
基本層序

Ⅰ　暗黄色やや砂質土　φ５～10㎜の黄色礫が多く混ざり、固く締まる。炭粒、炭化米を多く含む。(表土)
Ⅱ-1 暗黄色土に暗褐色土のブロックが入る。良く締まるがⅠより弱い。
　暗黄色土はⅠに似るがやや粘性を帯び、φ５～10㎜の炭粒が少しと多量の炭化米を含む。
Ⅱ-1' 暗褐色やや粘質土　Ⅱ-2よりやや明るい色調で、φ５㎜の黄色礫が少し混じり、よく締まる。炭粒、炭化米を多量に含む。
Ⅱ-2 暗褐色粘質土　φ５㎜の黄色礫とφ３～５㎝の円礫が混じり、よく締まる。
　炭粒、炭化米を多く含むがⅡ-1'より少ない。(正倉東３焼失後の整地か)
Ⅲ　黒褐色やや粘質土　φ５～10㎜と５㎝の円礫が少し混じり、よく締まる。(均質な沖積層)

基壇盛土

1　黒褐色粘質土　Ⅲに似るが少し明るい色調。炭化米を含まない。
2　１に比べ、よりⅢに近い。φ１㎝の炭粒が混入。
a　Ⅱ-2に似るが、黒みが強く粘性が高い。炭化米を含む。

雨落ち

b　１に似るが、締まり、粘性がない。炭化米を含まない。(削れた１が堆積か)
c　褐色砂　炭化米は含まない。(雨垂れによる堆積か)

⁙　炭粒、炭化米
□　撹乱

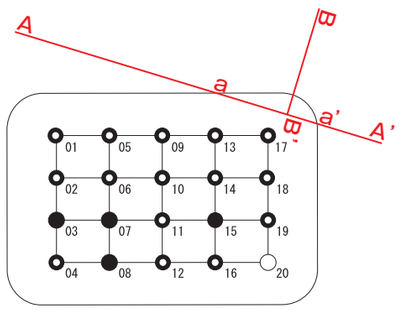

写真49　B－B'断面

写真50　基壇　北西角

図20　正倉東３　断面図 (S＝1/50)

炭化米出土状況　炭化米の出土は、第１次調査における正倉東２の基壇中と、第２次調査における正倉東３及びその北側に集中し、炭化米を包含する層の厚さが30㎝(厚さ１㎝程の帯状に堆積したベース層があり、その下へ10㎝沈んだものと上に20㎝浮き上がったもの)に達する箇所もあり、正倉に収納されていた稲穀の多量さを物語る(表紙の写真)。ブロック状に固まって検出される部分では、籾粒が一定方向に揃っている様子が観察されることから、穎稲(えいとう)[*1]の可能性があり、正倉東３は「穎倉」との関わりで注目される。

郡衙関連の遺跡で発見される炭化米は、正倉火災に結びつけて「焼け米」と呼ばれることが多い。正倉火災は「神火」としてしばしば史料に登場し、在地支配に関わる政治的事件が背景にあると考えられている。しかし米の炭化は、米が持つ性質と土壌の相互作用によるもので、弥勒寺東遺跡出土の炭化米も石炭質の炭素から成るという分析結果が出た[*2]。つまり、火災や倒壊など正倉の廃絶が収納された稲穀諸共に起こった場合、散乱して周囲の土壌の中に残されたものが焼け米の実体であり、正倉や官衙関連遺跡から例外なく炭化米が出土する要因を火災にのみ求めなくてもよい。

なお、炭化米のDNA鑑定の結果、水稲のほかに陸稲が混在していることが判った[*3]。

写真51　炭化米(検出精査によって籾粒が壊れる)

写真52　炭化米(方向が揃う籾粒・炭化材・黄橙色粘土塊)

写真53　炭化米(水洗選別後)

炭化米をめぐる課題　第３次調査における正倉東３と西４との間のＳ５～７Ｅ29～31の９グリッド分は、炭化米の「穎稲か否か」の判断が正倉をめぐる議論に重要な影響を与えることから、慎重を期して炭化米のブロックが検出できる面(ベース層)で一旦発掘調査を停止し、今後の分析に備えている。したがって、この範囲(12ｍ四方)は、中世の遺構の検出にとどまり、下層から発見されることが予想される正倉１棟分(推定３間×４間、桁行26～30尺)は、まだ地下に眠っている。正倉Ⅰ・Ⅱ期の解明も含め後進の調査に期待したい。

＊1　穂首刈りした稲穂。穎稲は品種の判別が容易で、出挙に関わるとされている。また、これを収めた倉が「穎倉」。
＊2　溝口　勝ほか1998「遺跡から出土する炭化米の生成機構に関する予備研究 －炭化米のFTIR･NMR分光特性－」『日本土壌肥料学会講演要旨集(44)』
＊3　佐藤洋一郎 1999「古代米の遺伝的特性(1)－２つのjaponicaの混在－」『日本文化財科学会第16回大会研究要旨集』

正倉南１（認定の取下げ）

概要報告では、正倉西１～４及び東１～３の倉庫列の中ほどの南方、Ｓ８～31Ｅ30～33の範囲において「正倉南１」[*1]を想定したが、これは中世以降の集石遺構や土坑を礎石や根石掘方と誤認し、少ない情報から恣意的に復元してしまった誤りの可能性が高いと省察するに至った。したがって、「正倉南１」の認定を取り下げる。

「礎石」とした遺構は、土坑の中心に巨石を置き、掘方との間隙に川原石を差し込む形の集石遺構[*2]と思われる。原位置を保っている正倉東２・３の礎石を見ても、根石が垂直に立った状態で礎石の周りから顔を覗かせる例はない。もっとも巨石自体は、正倉に用いられていた礎石であったと思われるが、偶々近くで得られた材料が用いられた集石遺構とみるのが妥当である。

写真54　礎石と誤認した集石遺構

梁行３間（６尺等間）×桁行４間（８尺等間）とした復元も、側柱全体を検出したわけではなく南側は開放状態であり、建物として完結していない。再調査によって、柱穴ないし礎石を据えた跡が発見される可能性も低いと思われる。

礎石と集石遺構の認識が深まった現在では、これを「礎石」とするには躊躇を伴うが、当時の判断は建物発見に駆られた勇み足であったと反省頻りである。

写真55　最初に発見された柱穴列（正倉西３）
第１次調査の発掘区域北端に見つかる。
正倉院発見につながった。

写真56 埋め戻し（正倉東２）
砂を敷き詰めた状況

＊1　関市教育委員会 1999『美濃国武義郡衙 弥勒寺東遺跡－第１～５次発掘調査概要－』Ⅲ調査の概要 ２正倉区域 p.41
＊2　関市教育委員会 2012『国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺東遺跡Ⅰ－郡庁区域－』Ⅱ郡庁区域の遺構 ２主な遺構 Ｅ中世以降の遺構群 p.112～ 例えば、ME4 E9 SX39、ME4 SK127上の集石遺構など。

正倉院区画溝

正倉区域の北と東西を限る溝を確認した。正倉院は南北35ｍ(西辺で確認した長さ)×東西130ｍの細長い敷地を持ち、面積にして約4,550㎡の規模と推定される。全体の形状としては若干蛇行気味であったり、北東の角から南下する部分では著しく内側へ傾くなど、柱筋を揃えて一直線に配置された正倉群の整然としたイメージとの違和感を禁じ得ない。

西辺は北西の角から南へ約35ｍの地点で止まり(写真61)[*1]、東辺は北東の角から16ｍ南まで確認したが、その延長の行方については未確認である。したがって正倉院の南側の一部は、開放状態であり完全に囲繞されていなかったことは確かであるが、「コ」字形におさまるのか、東辺の先が西に屈曲して南辺があったのかについては今後の課題である。郡庁区域の第11トレンチにおいて検出した溝３が[*2]これに当たる可能性が高い。ただしこの場合、掘立柱塀２は切り合い関係からこの溝より後出であることから、郡庁院が掘立柱塀２によって囲繞されていた段階では、正倉院の区画溝(少なくとも南辺は)は廃止されていたことになる。郡衙全体の変遷過程の理解に深く関わるため、東辺の溝の延長が郡庁区域の溝３に繋がるかどうかを是非確かめる必要がある[*3]。

断面の形状は底部に平らな部分を持つ台形で、幅員1.5～2.5ｍ、深さ0.5～1.0ｍ、水成の堆積は見られない。なお、溝掘削時の作業の単位(切れ目)を示す段差が東・西・北それぞれの辺の複数箇所で認められた。つまり、布掘り状の幾つかの単位が連結して全体を構成していることが判明した。北東の角から東辺にかけて見られた段差の連続(写真60)では、長良川へ向かって高さを増すことから、水を流す意図がないことが明白である。

西辺と北辺では、近世段階で再び掘削された溝が上部に重なっている[*4](図21)。古代における区画溝の窪みは、徐々に埋まりながらもその名残を留め、時を経てもその一部はやはり溝として機能していた。なお、北辺のほぼ中央部で、重複する近世の溝を掘り切るとすぐにⅣ層に達する箇所を確認した(写真62)。正倉院背後の出入り口として、一定の幅を掘り残して土橋にしていたことがわかる。

掘削時期　正倉院には９棟分の正倉が収まっていたとする想定[*5]からすれば、区画溝も当初から全体が掘削されていた可能性もある。しかし、その東辺はＧ地区に展開する建物群をことごとく切っている。区画溝に場所を譲るこれらの建物群は、３時期の変遷が明らかになっていることから、[*6]少なくとも東辺に当たる部分の掘削時期を少し遅らせて考えた方が合理的である。作業の単位(切れ目)が正倉と正倉の棟間に当たる位置で確認されていることなどから、或いは、「側らに池渠を開け」という倉庫令の規定に則って[*7]、西から順に新設された正倉に伴い、溝も順次伸張させていったのではないか。

＊1「弥勒寺」の南門に伴う掘立柱塀の延長線と交わる地点である。このことは、正倉院と寺院の配置計画に関連性があることを窺わせる。

＊2 関市教育委員会 2012『国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺東遺跡Ⅰ－郡庁区域－』Ⅱ郡庁区域の遺構 ２主な遺構Ａ郡庁院 c.掘立柱塀1・2、溝1・2・3 p.63～

＊3 この問題は、東辺の延長を溝３と繋ぐ調査を実施すれば容易に解決することができる。

＊4 古代の溝の存在と近世の溝の重複は、1987年と1988年に実施した弥勒寺跡範囲確認調査において既に指摘されている。関市教育委員会 1989『弥勒寺跡－範囲確認調査報告書Ⅱ－』

＊5 Ⅳ 今後の課題 １遺構群の変遷過程 p.129

＊6 Ｇ地区については、次巻『弥勒寺東遺跡Ⅲ』所収予定。

＊7 Ⅱ２ 正倉院 p.28 ＊1

図8 E−E'断面 P23·24
図9 G−G'断面 P25·26

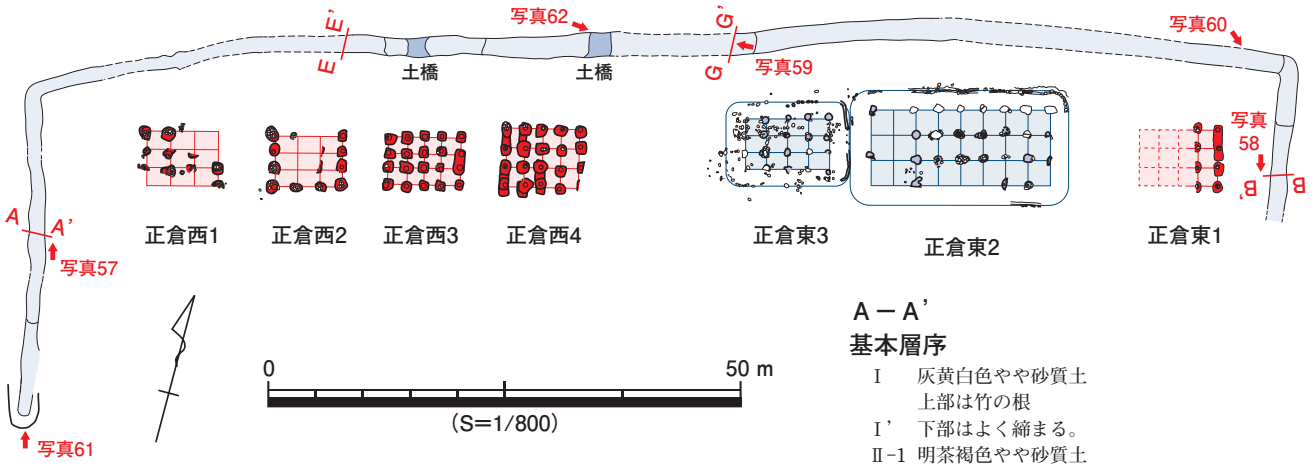

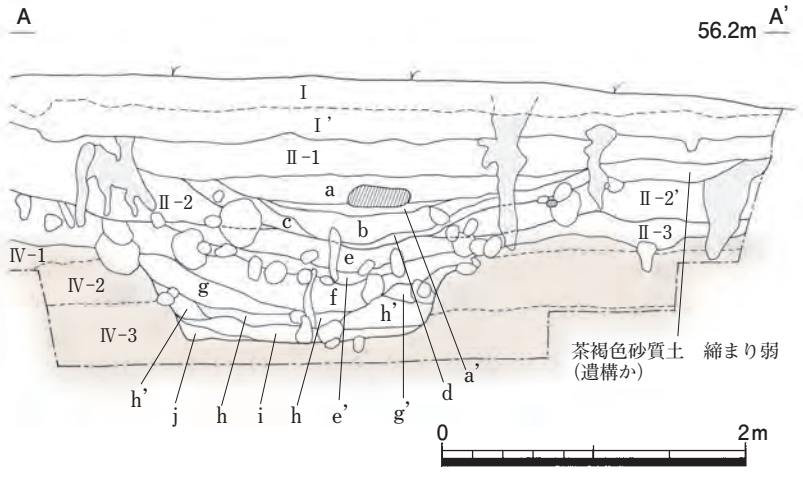

図21 正倉院区画溝 断面図1 (S=1/50)

写真57 C地区A−A' 断面 南から

A−A'
基本層序

Ⅰ 灰黄白色やや砂質土
上部は竹の根
Ⅰ' 下部はよく締まる。
Ⅱ-1 明茶褐色やや砂質土
φ5〜10㎜の黄色礫を含む。締まり強。
Ⅱ-2 黄褐色砂質土
Ⅱ-2' 暗茶褐色やや砂質土
Ⅱ-3 黒褐色やや粘質土
φ1〜2㎝の黄色礫を含む。
Ⅳ-1〜3 黄褐色砂質土から暗茶褐色やや粘質土に漸移する。

正倉院区画溝

新しい堆積

a 灰黄褐色砂質土
φ10㎜の黄色礫を多く、φ5㎜の炭粒を少し含み、層の下部に鉄分が沈着する。締まり弱。
a' 暗灰黄褐色土
aより締まりが弱く、砂が縞状に水成堆積する。φ10㎜の黄色礫を含むが、aより少ない。
b 暗黒褐色やや砂質土
φ2〜3㎝の黄色礫を含む。全体に鉄錆色の斑点(暈管状)があり、僅かに粘性を帯びる。
c 黄褐色砂質土(Ⅱ-2 由来の土)
φ1〜2㎜の黄色礫を含むが均質。
鉄錆色の斑点(暈管状)が少しある。締まり弱。
d 暗茶褐色やや砂質土(Ⅱ-2' 由来の土)
φ3〜10㎜の黄色礫を含み、僅かに粘性を帯びる。鉄錆色の斑点(暈管状)がある。
締まりやや強。

古い堆積

e 暗黒褐色やや砂質土(Ⅱ-3 由来の土)
φ5㎜の黄色礫を含む。締まりやや弱。
e' eに似るが、やや粘質。
φ10㎜の黄色礫を含む。
f 茶褐色やや砂質土
φ5〜10㎜の黄色礫を含む。締まりやや弱。
g 明黒褐色やや砂質土
φ5〜10㎜の黄色礫を含む。締まりやや強。
g' gに似るが、黒みが強い。
h 黒褐色砂質土
茶褐色砂質土が斑状に入る。
水成の堆積で、黄色礫を含まない。
h' 茶褐色やや砂質土
黒褐色やや粘質土が斑状に入る。
φ5㎜の黄色礫を少し含む。
i 明茶褐色やや砂質土
黒褐色やや粘質土が斑状に入る。
水成堆積。締まりやや強。
j 暗黄褐色やや砂質土(Ⅳ-2,3由来の土)

□ 攪乱

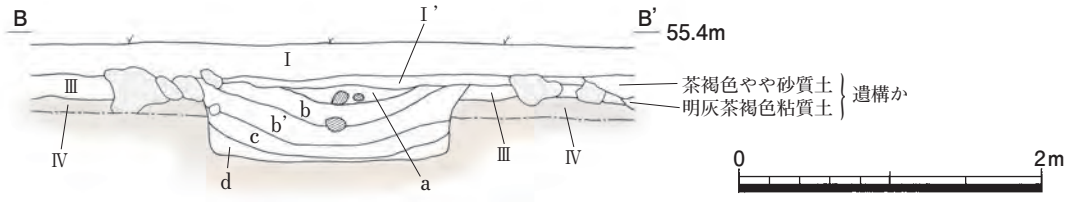

図22　正倉院区画溝　断面図２（S＝1/50）

写真58　G地区Ｂ－Ｂ’　断面　北から

Ｂ－Ｂ’

基本層序

Ⅰ　灰茶褐色砂質土
Ⅰ’　ⅠとⅢが混ざり合う。締まり弱。
Ⅲ　黒褐色土
Ⅳ　黄色砂質土

正倉院区画溝

a　暗褐色やや砂質土
炭片、拳大の円礫を含む。
b　暗褐色やや砂質土
φ２～５㎜の小円礫、φ３～４㎝の円礫を含む。締まり弱
b’　bに比べ、色調がやや暗い。
c　黒褐色粘質土
φ１～２㎝の円礫を多く含む。
d　黄褐色砂質土
暗褐色土にⅣ由来の黄色砂質土が多く混ざる。

□　攪乱

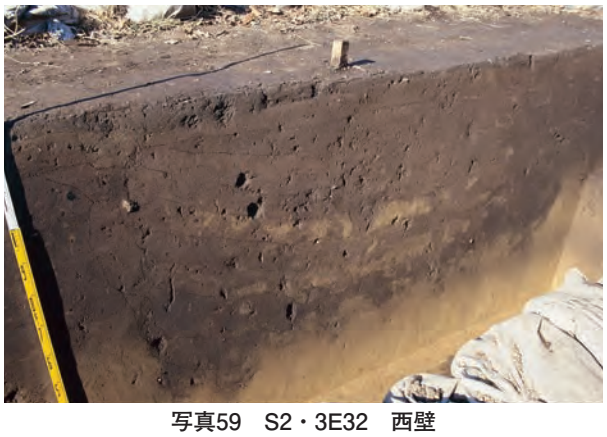

写真59　S2・3E32　西壁

写真60　北東角　作業の単位を示す段差

写真61　西辺南端　溝の終点

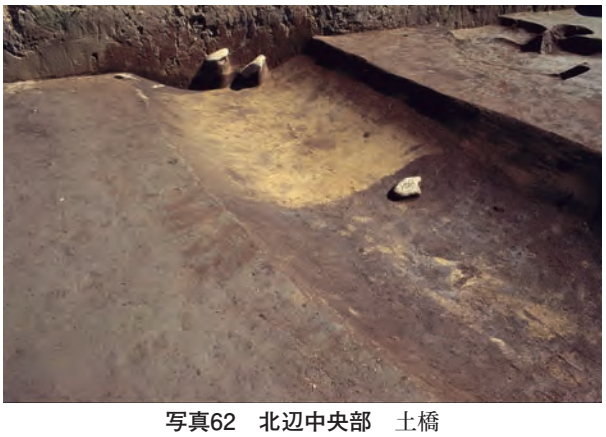

写真62　北辺中央部　土橋